

総合資源エネルギー調査会総合部会 第9回電気料金審査専門委員会

日時 平成24年7月2日（月）14：30～16：30

場所 経済産業省本館地下2階講堂

1. 開会

○片岡電力市場整備課長

では、定刻になりましたので、第9回総合資源エネルギー調査会総合部会電気料金審査専門委員会を開催させていただきます。

本日は、ご多忙のところ、委員各位におかれましては、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、阿南さん、矢野さん、それから長谷川課長がちょっとおくれておりますけれども、毎回ありがとうございます。

東京電力から、今回、片岡常務執行役、それから村松常務執行役にご出席いただいております。よろしくお祈いします。

では、以後、安念委員長に進行をお願いいたします。

2. 個別分野ごとの査定方針案のたたき台について

○安念委員長

どうもありがとうございます。皆さん、きょうもお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、お手元の議事次第に従って進めてまいります。

本日の議題といたしまして、各委員が個々に検討されてきた査定方針案のたたき台を全体で検討したいと考えております。6月12日の第5回委員会以降、各委員がペアとなって、個別の分野ごとの査定方針を検討していただいております。

最初に、私のほうで、各項目に共通する基本的な考え方をまとめましたので、ご説明を申し上げます。資料3をお開きいただけますでしょうか。

1枚めくっていただきますと、どういう体制で検討したかということでございます。2人一組で51の品目全部について検討いたしました。事務局からヒアリングするという形になっておりますが、共同作業のようなものでございます。ヒアリング時間は、延べ33回で約56時間実施したと、そんなようになったんですか、そういうことだそうでございます。これが体制です。

基本的な考え方というのが、次のページをめくっていただけますでしょうか。4ページでござ

いますが、まず当委員会は、最初から申し上げてきたことですが、電気事業法と、それから一般電気事業供給約款算定規則及び審査要領というすべての一般電気事業者に共通して適用されるルールにのっとり、東電の申請に係るさまざまな費用というものが適正な原価であるかどうかということを審査する、その方針を語り合ってきたということでございます。

今、申しましたように、全費用項目を査定いたしました。まず第一に、値上げ認可時に原価として認めることが適当ではない費用として、広告宣伝費、これは省令上の項目では普及開発関係費となっておりますが、ただし公益的な目的から行う情報提供を除く広告宣伝費、それから寄附金、団体費等は原則として原価算入を認めないとしております。

また、従来より、規制料金として回収することが社会通念上不適切とされてきたもの、交際費、政治献金、書画骨とう等についても原価算入を認めないというのは以前からの方針でございます。

これは東京電力から申請された料金原価に含まれる費用のうち、国が原価の内訳を把握すべきもの、例えば届け出料金に基づく卸供給に係る購入電力料等についても適用するというところでございます。

既存契約及び法令に基づき算定される費用については、事実関係や算定方法の妥当性を確認いたしました。

次、5ページをごらんいただきますと、今後、契約を締結するもの、契約交渉を行うものについては、以下の方針に基づいて査定するという方針でございます。

①競争入札を行う費用については、予定単価の妥当性等を確認いたしました。②随意契約を行う取引に係る費用については、調査委員会において、発注方法の工夫による競争の導入により9.6%の単価低減を図ることが可能であると推定していることを勘案いたしまして、各費用項目の性格に応じ、コスト削減を求めることが困難である費用を除き、コスト削減額が原則10%に満たない場合には未達分、つまり6%であれば残りの4%ですが、これを減額するという方針でございます。この際、件数が極めて多い費用項目については、サンプリング調査によって未達分を算定いたしました。

(4) 人件費、修繕費、事業報酬等、審査要領にメルクマールなどの査定方針が記載されている費用項目については、これに基づき査定する。

(5) その他経費につきましては、審査要領に従い、ヤードスティック査定を行うと、このような一般的な方針でございます。

これは、すべてのペアについて一般的な方針として適用したというものでございます。これがゼネラルルールでございます。

続きまして、各委員が事務局に指示して作成いただいた資料について、まず事務局からご説明

をいただき、担当の各委員から補足のご説明をお願いしたいと存じます。質疑は、全体を通して説明した後で行いたいと思います。

それでは、まず秋池委員と八田委員に担当いただきました人件費、購入電力量、スマートメーター関連費用について、事務局より説明をお願いいたします。

○片岡電力市場整備課長

資料の4をごらんください。人件費、購入電力料、スマートメーター関連費用でございます。

まず、1枚めくっていただきますと人件費から始まっております。この順番の並び方、例の51項目の並び方とは若干異なっておりまして、これはご担当の委員ごとに分冊になってございます。資料4、資料5、資料6という形で3くくりになってございます。

人件費でございますけれども、2ページ、申請の概要が書いてございます。例えば役員給与は原価からカットされている。それから、給与手当については、社員の管理職25%、一般職20%、夏季賞与を原価からカット等々によってこれだけの費用が削減されている等々、これは、費目が左側に並んでおりますけれども、これが人件費の各個別項目であります。それに基づきまして、個別に見ていただいたということでもあります。

3ページでありますけれども、論点としまして、これまでご議論いただきました論点をまとめております。(ア)とありますけれども、人件費における基準賃金、賞与等につきましては、常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本に、他の公益事業の平均値と比較しつつ査定を行うといったような基準が妥当か。これが、今回の申請がそれに沿ったものになっているか。

それから、(イ)学歴補正を行うか。

(ウ)事故を起こし、公的資金を注入された企業の給与水準として、世間並みから見て高過ぎるとの指摘をどう考えるか。

(エ)賞与については、少なくとも赤字決算のある年度は、織り込むべきではないという指摘をどう考えるか。

(オ)福利厚生費については、一般福利厚生費は原価算入を認めない、利益から支出すべきとの指摘についてどう考えるか。

(カ)委託検針費・集金費・雑給については、特段の審査基準の規定はありませんけれども、どのようなメルクマールを採用することが適切かということでございます。

4ページ、全体を合わせた人員計画、人数そのものでありますけれども、平成23年度の3万9,629人から原価算定期間末の25年度には3万6,000人まで抑制する人員計画となっていると、このうち原子力の損害賠償、福島支援で、23年度は、3,000人、徐々に減らしていくということで、トータル3,600人の人員削減を行う計画になってございます。

以上を踏まえますと、東電の人員につきましては、他電力と生産性を比較すると、1人当たりの販売電力量、契約口数、売上高は他の事業者に比べても比較的高い水準にあるということで、5ページに表が載っております。

6ページ、具体的な審査のメルクマールでございますけれども、従業員1人当たりの単価についてのまず総論であります。審査要領に規定されました基準は、客観的かつ明確であり、他の電力会社の料金改定時にも適用されるものということから、本基準に沿って査定を行うとともに、基準外賃金や福利厚生費なども含め、できる限り統一的に適用すべきであると。この範囲にある限りにおいては、どのような給与体系を採用するか、どのような福利厚生に重点を置くかについては、従業員のモチベーションの維持・向上を図る責務を持つ事業者の自主性にゆだねるべきであると。

それから、学歴補正につきましては、学歴による給与格差は、必ずしも望ましいとは言えないということで、査定基準として反映することは適当とは言えない。

公的資金注入企業との比較については、公的資金注入決定時に議論すべき論点であり、本委員会で検討することは困難であるということでございます。

7ページでありますけれども、基準賃金、それから時間外を除く基準外賃金、それから諸給与金のトータルの水準でございます。

これらを他産業と比較する際には、時間外を除いた諸手当も含んだ総額で比較することが適当ではないかと。東京電力の申請における基準賃金は社員のみを対象にしていますので、統計値についてもこれと同じく社員のみ統計と比較することが適当であるということでもあります。

それから、それを具体的に当てはめますと、東京電力の社員のみ基準賃金及び賞与はこれまでどおり556万円ということでありまして、23年度の賃金構造統計基本調査の統計値、全産業でこれは一般労働者ですので社員以外の方も入っておられるわけですが、そういう方も含めて常用の労働者の551万円に比べますと5万円上回っていると。ところが、賞与手当を加えました水準は、東京電力が598万円、統計値、これは、社員のみにしまして、それから地域補正後で同じものを比べた場合、609万円ということで11万円下回っていることから、申請内容は妥当であると考えられるということでもあります。

米印で書いていますのは、有識者会議の時点では、22年度の調査ですけれども、23年度の調査にアップデートしたと、いわば他産業の賃金水準は、22年度に比べますと、これは、統計上、上がっているということでございます。

それから、東京電力の社員以外の従業員につきましては、委託検針費、集金費、雑給等で整理されておりまして、これは後ほど出てまいります。

どういものが基準外賃金として入っているか、諸給与金として入っているかは、9ページのほうに表がありまして、論点がありました家賃の補助でありますとか住宅手当、それから通勤手当等々が諸手当として入っているということでございます。

今、申し上げたものを除きました時間外手当でございますけれども、10ページ、これはいわば残業代ということですが、事業の性質や景気によって左右されるため、全産業との比較は適当ではなく、一般電気事業者との比較を行ったところ、今回の申請については、1人当たりの水準が一般電気事業者の平均を下回っていると確認できたため妥当であると考えているということでございます。

11ページ、控除口、言葉が難しいですが、要は東京電力が給与を負担している出向者の費用であります。下の表にありますけれども、網かけの電気事業連合会41人、これは既に自主的にカットされてございます。残りの311引く41人が論点となるわけでございますけれども、このうち社会福祉団体協議会159人、人材派遣会社26人については、65歳までの再雇用義務の観点から雇用されていることを確認しました。その上で、原価算入は妥当であるけれども、同様の人材を社内で雇用するか外で雇用するかということだと思っておりますけれども、社内に比べまして高い数字になっている分については減額すべきということでもあります。

それから、残りの電事連以外の方々、それから、今、申し上げた社会福祉団体等の方々を除く85名の出向者でありますけれども、出向目的の妥当性が確認される場合には、出向先の公表を条件に、原価参入を認めるべきと。ただし、官民交流法という受け入れ先、国のほうで費用を負担するスキームが既に存在する国への出向については、原価算入を認めないという方針でございます。

12ページ、退職給与金、年金と退職金でございますけれども、これも、1,000人以上の企業平均を基本とするということができる限り統一的に活用するという観点から、人事院及び中労委のデータの1,000人以上の企業の退職金と比較しましたところ、平均をとれば、ほぼ同水準ということで妥当ではないかと。ただし、申請における退職者の想定と直近の退職者の実績、これはふえていることがありますので、それを踏まえすと、退職一時金の原価への織り込みも計算上少なくなるということで、これについては減額すべきではないかということでもあります。

それから、13ページ、法定厚生費でございますけれども、健康保険料、雇用保険料、介護保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金等々につきましては、これは標準月額報酬に料率を掛けて機械的に算定されるということですので、それは確認ができますと。ただし、健康保険料の負担割合でありますけれども、これは各健康保険組合が独自に設定できるということでありまして、これにつきましては、右下のグラフにありますけれども、東電の七十何%から60に下げましたと

いうものについては、電気・ガス・水道との比較では妥当であるものの、単一・連合とありますけれども、みずから組合を持っておられたり、あるいは連合に入っておられる組合の事業主負担56%に比べますと高いということで、これについては、高い分をカット、減額すべきというご議論でございます。

14ページでございますけれども、その他一般厚生費でございます。そもそも、原価に織り込むべきではないというご指摘もありますけれども、労働安全衛生法、産業労働医の費用でありますとか、あるいは育児支援のための法令に基づいて努力義務が課されているというものもございしますので、原価に算入せず利益からのみということであれば、原価上、あらかじめ利益は見込まれないことですから、それは実際できないということで、妥当ではないのではないかというご議論であります。

したがって、これも、1,000人以上の企業平均値をできる限り統一的に適用するという観点から、経団連の調査を見ますと、全産業、これは小さい1,000人以下の企業も入っている数字が1人当たり30.7万円、1,000人以上も31.1万円でございます、東電の申請30.3万円を下回っているということで、妥当ではないかということでございます。

これの中身につきましても、先ほど最初のところでありましたけれども、むしろ下回っている範囲においては、自主性に基づきどこに重点化するかということは、事業者の自主性にゆだねるべきではないかということでございます。他方で、厚生関係費とか体育施設、リフレッシュ財形でありますとか、あるいはカフェテリアプラン、持ち株奨励金等については、廃止もしくは削減されているということを確認したということでもあります。

それから、その他、これも、その前提が申請時から変わっている、例えば食堂関係費の織り込みがより実績に合わせて少なくする、病院の収入がよりふえる、あるいは社内の託児所を廃止される分の原価が申請には算入されていると、こうしたものは、査定する、減額する等々の対応を行うべきということでもあります。

15ページ、委託検針費、集金費、雑給でありますけれども、これも、業務の形態が、ほかにはない業務と考えられますので、電力会社と比較を行っております。これも、電力会社の中でも、みずからこういう形で、人件費で計上しているところと、委託検針費という形で会社に投げているところと両方ありまして、各7社、これは、みずから人件費を入れているところと比較しますと、それを下回っているということで、妥当であると考えられるということでもあります。

16ページ以降、購入・販売電力料であります。これも、言葉が若干かぶさりますけれども、17ページにあります、購入電力料、東電が買うほうの電気でありますけれども、中身としましては、他の一般電気事業者から購入する費用である地帯間の購入電源費、それから卸電気事業者か

ら購入するものであります他社購入電源費、そういう名前に分類されております。販売電力料、これは、むしろ逆に東電が売るほうでございますけれども、これも、同じように、地帯間というのが電力会社同士、それから他社販売というのがその他新電力等ということになってございます。

18ページに論点がございませけれども、これも、全体計画の議論の中で、経済性を前提に、他社から購入する電力料を算定している、すなわち一番安いものをなるべく運転するということが前提になっているはずでございます。それから、その契約が切れるもの等につきましては、効率化努力や価格低減努力をどのように織り込んでいるかということ、それから（ウ）とありますけれども、原子力発電における購入電力、電気の購入がないにもかかわらず、費用がかかると、これをどう織り込んでいるかということについてが論点となります。

まず最初に、電源の経済運用の確認ということでありまして、以下のことを確認したということで、一番上は、最も安い水力がベースとして、30年の平均値が織り込まれていると。それから次に、化石燃料につきましては、より安いものから動くと、石炭から動いていくということ、これは、22ページにグラフがありますけれども、横軸は稼働率でありまして、縦軸は単価でありますので、単価の安いものほどたくさん稼働するということで、右肩下がりの線が描けるということが確認されております。

それから、続きまして19ページでございますけれども、原子力発電による購入電力の件でございますけれども、原価算定期間における受電量はゼロと見込んでいるものの、原発に係る維持管理、安全対策工事など必要と見込まれる費用については織り込まれていると。これについては、契約書の原本等を確認した結果、以下の理由から料金原価に算入することは妥当ではないかということでございます。これは、1つ目には、相手方との共同開発と認められる、それからそうありますれば、安全に維持管理する費用、あるいは将来の稼働に向けた投資に要する費用については、自社電源同様に負担する義務があるということでございます。

契約の内容につきましては、24ページに確認いただいた契約、これは、条文の第何条とかが黒丸になったりとか、あるいは契約書ですから甲とか乙とか丙とか書いてありますものをそれぞれ電力会社が、名前を入れたりとかいう形で書き取ってございます。

それから、続きまして19ページの2つ目の黒丸でございますけれども、次に、契約はそうになっているということに加えて、それは稼働の見込みがあるのかということでございますけれども、これら発電所につきましては、発電設備としては健全な状態にあるということ、それから全体計画においても、27年度以降、発電を再開するという計画になっておりまして、かつ加えて、東北電力、日本原電においても再開に向けた準備を実施中であるということで、ごく妥当性が認められると。

他方で、東京電力は、その契約の相手方に対して効率化努力を求めていくべきであるということでありまして、言われた値段をそのまま払うというわけじゃなくて、減価償却費とか固定資産税といった効率化努力がみずから見込めないというものを除きまして、人件費あるいは修繕費、こうしたものにつきましては、東京電力自身による効率化努力分と比較しまして、必要な量を原価から削減すべきであるということでございます。

20ページでございますけれども、安念先生の基本方針にもありましたが、広告宣伝費、寄附金、団体費、これにつきましても、直接、電力会社の、東電の申請にあるもの以外も、東電が購入する電気の量、先ほどの原子力発電から買う電力の購入量、この中で、広告宣伝費、寄附金、団体費、これが入っていれば、それを確認した上で、こうした費用は原価から除外するということがあります。

それから、②は、その他IPPを含めて様々な他社からの購入がありますけれども、原価算定期間内に契約期限は迎えないと、例えばIPPのように15年とかという計画になっているものは、その内容が妥当かどうかということを確認するわけでございますけれども、今後、算定期間3年のうちに切れるもの、これにつきましては、先ほど基本方針にありました削減の考え方、これに基づきまして、足らざる分を査定するというところでございます。

21ページは、卸電力取引所のスポット取引でございますけれども、これは、原価算定期間は3年なんですけど、24、25年度の2年間のみ原価に織り込まれていると。これは、売るほうも買うほうでもあります。これにつきましては、26年度も織り込むべきであるということで、同額の取引を織り込んで、その分、安く上がる面がありますから原価を削減すると。それから、売るほうについては、当然、利益として上がってくる面がありますから、これも原価を圧縮する方向になるということで査定すべきということでございます。

米印で書いていますのは、本来、現在、電力システム改革専門委員会におきまして、卸電力取引所の活性化というのが議論されてございます。それが実現しましたら、同額ではなくてもっと、本来、取引があるだろうということでございますけれども、現時点では、まだ結論を得ていないということで、前年同額の横置きにしております。

最後に、スマートメーターの関係でございます。26ページでございますけれども、これもいきなり論点と表がくっついてございますけれども、現在、スマートメーターの使用に关します提案募集RFCを東京電力と原子力損害賠償支援機構において実施中でありまして。これは、オープンな入札を行うという観点で、その調達の仕様を公開しているわけでございますけれども、これによって、当然そのスペックそのもの、あるいはスケジュールが、変わってくる可能性がございます。

それから、この場でもご議論がありましたけれども、単価につきまして、当初3万円、だんだ

ん1.6万円、1.2万円というふうに落ちていくということですが、それは高過ぎないかという論点でございます。

その他、システム関連費用でありますとか光ファイバー等の通信設備費、こうした費用をどういうふうに考えるかという論点がございます。

査定方針案でございますけれども、28ページ、(1)、まずその提案募集との関係におきましては、現在、実施中でございますので、仮に大幅なスケジュールの見直しが生じる場合には、原価の織り込みも見直す必要があると、現時点では確定しないということでありまして、これは、近い将来、それが明らかになれば、必要に応じて、減額をする、あるいは見直しを行うということでございます。

(2)でありますけれども、単価につきましても、東電の現行仕様を前提としても、6年後には現行の電子式計器、1万円でございますけれども、それと同等まで下がると見込まれておりますので、それを当初から先取りして下げてもらおうということで、原価の織り込み単価を3万円とか1.6万円ではなくて1台1万円というふうに査定すべきということでございます。

それから、申請の原価には、通信の関係で、自営の光ファイバー網の活用を前提とした費用が計上されているということですが、現時点では、先ほどのとおり提案募集中でございますので、どのような方式、最も安い方式、かつリダイヤブルな方式を採用するという事だと思っておりますけれども、まだ決定していないということで、これについては原価への算入を認めるべきではないというご判断でございます。

システム開発費につきましては、どんな方式のいかににかかわらず当然必要となりますけれども、現時点では、申請においては、関係会社への随意契約が発注の前提となっておりますので、これにつきましては、入札を行ったと仮定した場合の費用との差分について、査定を行ってはどうかということでございます。

以上です。

○安念委員長

ありがとうございました。

それでは、秋池委員、何か補足していただくことはございますか。

○秋池委員

ご説明いただきましたので余りないんですけども、今回のこの購入電力料とスマートメーターに関しましては、かかわる事業者さんに、やっぱり東電さんと同じ経営努力、費用削減努力をしていただくというところが一つのポイントかというふうに思っております。

それから、スマートメーターは1台3万円から1万2,000円という単価の幅だったんですけれ

ども、ちょっと削減努力を前倒しで取り込んでいただく形になりますが、この後、RFPをとられたりとかして、また努力をされるということですので、1万円という金額にしましたけれども、ぜひご努力をいただければというふうに思います。

○安念委員長

八田先生、いかがですか。

○八田委員

購入電力のところにある、取引所での売買の項目についてコメントしたいと思います。

電力会社の発電所に予備力をこえた余力があり、その限界費用が取引所の価格よりも安い場合には、余力を取引所に売れば、売り上げ額が上ります。それによって、差し引きの購入電力額は下がります。したがってそのように販売しているかどうかをチェックすることは、適正原価になっているかどうかを調べるに当たっての一つのポイントです。

しかし、余力を売りに出して売却額が確実に上がるのは、売却量を増やしても取引所価格が下がらない場合です。市場占拠率が高い電力会社が売りに出す場合には、値下がりしてしまう可能性もあります。その場合には、かえって今まで売っているものからの収入が減るかもしれないので、売り渋って市場支配力を行使することが、自社にとっての利益になりえます。

もちろん、競争的な状況にあった場合と同様に行動してもらいたいという原則の下では、取引所の価格のほうが限界費用よりも安い余力の電気は、取引所に売りに出すように電力会社に義務づけるべきだと思います。

しかし今回は事前の基準が明確でなかったもので、安い電源が売り入札にかけられていなくても見過ごしています。

以上です。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

討論の時間はまた全部終わってからとりますので、よろしく願いいたします。

次は、永田委員と山内委員にご担当いただきました設備投資関連費用、事業報酬率、原子力バックエンド費用、公租公課、福島第一原発安定化費用・賠償対応費用についてでございます。

事務局よりご説明をお願いいたします。

○片岡電力市場整備課長

資料の5をごらんいただければと思います。

設備投資関連費用から始まってございますけれども、2ページで、まずレートベースの中身でございます。これは事業報酬の掛け算の分母といえますか母体になる電気料試算でございます。

特定固定資産、いわゆる電気事業のための発電所、送電線等の資産が大半を占めていまして、全体10兆円のうち、9兆円3,000億円のうちの7兆1,000億円を占めていると。建設仮勘定、核燃料資産、その他下記の形で計上されてございます。

3ページ、論点でございますけれども、原価算定期間中に投資される設備、これは、今ある設備というより投資される設備につきましてどういう効率化努力が行われているか、それから（イ）電力会社間の同種設備と比較して、正当な理由なく著しく低い稼働率となっている設備、これについては、審査要領上、レートベースから除外するとなっておりますけれども、長期停止発電設備については、緊急時の即時対応性とか改良工事中などの将来の稼働の確実性と、こうしたものを踏まえてレートベースに算入されているかどうか。それから、レートベースに算入されている既存の資産につきましても、それは必要かつ有効な資産かどうか、すなわち先行投資とか不使用設備、福利厚生施設、これら不要なものが入っていないか。それから、加工中核燃料資産についても、使用することの確実性を踏まえてどのように考えるか。それから、再処理関係では、再処理のための前払い金についてどのように考えるか、こういう議論がございます。

それから、原価算定期間中に稼働が見込まれない原子力発電所の取り扱いということでありまして、1つには、福島第一原子力発電所の5、6号機及び第二発電所の4基の発電所の関係、それから建設中でございますけれども、東通原子力発電所1号機の関係、それから原価算定期間内には稼働する見込みとなっていない27年度からの稼働見込みとなっている柏崎刈羽原子力発電所の2号機の関係、さらには同発電所のPR施設の関係、それからこういう設備に係る減価償却費の関係、こうしたものについてどう考えるかということでございます。

特定投資でありますけれども、将来への投資ということでありまして、エネルギーの安定供給を図るための研究開発でありますとか、資源の開発を目的とするというものに限定されておりますけれども、それが、今回そうなっているかということが論点でございます。

4ページ、まずこれも前提計画から入ってございまして、供給計画、工事計画に基づきまして算定がされているということで、その中で、特に24年度からは、緊急設置電源の投資による償却の関係、設備の織り込みの関係、それから原発における防潮堤設置の関係等が見込まれてございます。

1番でございますけれども、レートベース、それから減価償却、これは共通なんですけれども、特定固定資産、これは先ほどの発電設備とか送電設備その他もろもろの設備ですけれども、これが真実かつ有効なものかどうかについて、特別監査、これは経済産業省のほうが実施しております。5人ほどの監査官が、10日間ほど東京電力に立入検査しまして、実際の帳簿を確認してございます。その結果についてご確認いただきましたところ、以下のものについてはレートベースか

ら除外すべきということをごさいます、例えば社宅の空き室分でありますとか、それから除却設備、もうつぶす予定の設備、それから送電線の異電圧とか空き回線とありますけれども、例えば50万ボルトの超高圧で設備をつくる予定でしたけれども、現時点では、27万5,000、半分しか使っていないでありますとか、4回線設置できるけれども、今2回線しか使っていないと、そのあいている部分、それからその他スポーツ施設、PR施設等でございます。こういうものについてはレートベースから除外すべきではないかと。

その考え方に基きまして、レートベースから除いたものつきましては、減価償却費からもカットするというのではないかとということをごさいます。

5ページでありますけれども、建設中の東通1号機に係る建設仮勘定ということをごさいます、現在、工事は中断中、運転開始時期は未定となっておりますけれども、設備は震災の影響を受けず健全な状態にあると、今後の稼働の可能性が認められるため、そもそも建設仮勘定ということで、その不透明性を勘案して、2分の1をレートベースに算入してございますので、それについては妥当であるということをごさいます。

一方で、当該費用の中にも、地元への寄附金でありますとか、そうしたものが入っているわけでごさいますけれども、それについてはカットをすべきということであります。

それから、研究開発、資源開発等の特定投資は、下の表のとおりのもものが算入されてございすけれども、これについては、その趣旨が合致していると認められるということをごさいます。

6ページ、核燃料資産の関係、3つございまして、加工中の核燃料資産でございます。これは、外国等を含めてつくっていただいている資産でございますけれども、核燃料とありますが、これについては、原子力発電所、福島が当分動く見込みを見込んでいないということで、どんどんつくって持ってこられても使えないということで、引き取り量の大部分を繰り延べして、調達量削減しているということを確認がされてございます。

それから、将来のためということでもありますけれども、安全解析でありますとか成形加工といった業務で、原価算定期間が3年ありますので、まだ未締結のものというのを確認されています。これについて、実施される可能性が低いものについては、原価参入を認めるべきじゃないということをごさいます。

それから、再処理の前払い金でございますけれども、6カ所の日本原燃に対する前払い金がございます。これにつきましては、再処理事業が多額の資金の調達を要するというので、再処理の開始前に建設工事の費用等に充てるために、各原子力発電所を所有する事業者各社、東電だけでなくほかの電力会社も各社が再処理料金の前払いを実施したと。この前払い金がなければ、再処理事業そのものが立ち上がらなかったという意味で、不可欠であったというふうに観念しま

して、レートベースに算入したことは妥当であるということになってございます。

それから、福島第一発電所の5、6あるいは福島第二発電所の核燃料資産、これにつきましては、レートベースから自主的にカットされているということと整合しまして、核燃料資産についても、全額、レートベースからは自主的にカットされていると確認されてございます。

運転資本につきましては、営業のために必要となる費用、減価償却等を除いた人件費等の費用でございますけれども、この貯蔵品の12分の1.5ということで、これは省令の算定規則に書いてございますけれども、それに基づき算定されるということを確認しました。ただ、全体の費用がこの認可の過程でカットされますれば、当然それも下がってくるということでございます。

7ページでありますけれども、柏崎刈羽原子力発電所2号機の扱いでありまして、これは、前提計画におきましては、柏崎刈羽発電所、これは2だけじゃなくて1から7まで全部でございますけれども、安全・安心を確保しつつ、地元の理解をいただくことが大前提でありますけれども、2013年4月から順次稼働ということで仮定されてございます。

この算定期間では、2号機以外は順次稼働していくということでございますので、2号機においても、それぞれの計画同様、後ほど再稼働がなされると仮定していますので、レートベース及び減価償却に算入することは妥当であるということでございます。

なお、火力発電所のピーク対応電源のように、例えば夏だけ稼働するものでありますとか、あるいは原子力発電所のように、場合によっては1年以上、定期検査で稼働しないものと、そうしたものはございますけれども、算定期間が外れている分、直ちに減価償却はレートベースから排除するということが、電気事業の実態から見て適当ではない、また会計上の資産価値と収益の整合性の観点からも適当とは言えないということでございます。

柏崎のPRセンター、サービスセンターでございますけれども、これにつきましては、オール電化等の販売目的ではなくて、原子力の理解のためというもので、原価算入を認めるということでございます。

それから、これは、設備につきましては、当然、償却が進んでまいります。申請の段階で、23年の想定した簿価と実績の簿価にずれ、すなわち低くなっているということが確認されてございますので、直近の実績を反映しますと、レートベース自体も減額されるということで、こうした補正を行うべきということでございます。

2ポツ、固定資産除却費でございますけれども、これは設備を廃棄する費用であります。残存簿価の除却、これは機械的に行うもの、それから工事そのものの費用、除却費用につきましては、今後、契約を締結するものにつきましては、これも基本方針どおり随意契約の分について必要なカットをするということでございます。

8ページ、大きな議論となっておりました福島第一原子力発電所の5、6号機及び第二原発の減価償却上の取り扱いでございます。

まず、3の(1)でありますけれども、審査要領上、繰り返しですけれども、長期の停止発電設備、これについては、緊急時の即時対応性、それから改良工事中などの将来の稼働の確実性、これを踏まえてレートベースに算入する。それから、電力会社同士の同種の設備と比較して著しく低い稼働率となっている設備に係る減価償却等の営業費については、正当な理由がある場合を除き、原価参入を認めないとなっております。

(2)、この発電所につきましては、まず①現時点では、大きな損傷が見つかっていないと、設備としては健全である。②東京電力においては、津波対策、耐震強化に係る改良工事を実施中であり、事業者として廃炉を行うとの判断を行っていないと。

(3) これら発電所について、10年間、稼働は未定となっておりますけれども、原子力災害対策特別措置法に基づく対策をそれぞれ講じているという観点からは、稼働を行わない、あるいは行えない一定の正当な理由があると考えられる。

これは、火力発電所の比較をしますと、火力につきましては、設備の老朽化あるいは事業者の立ち会いの方針といったことから、上記の①、②に相当する要件がある程度客観的に観念できるということで、将来の稼働の見通しとか営業費への算入の可否についても判断することは可能であると。

他方で、原子力発電所につきましては、安全・安心を確保しながら、地元の理解を得て再起動することが可能かどうか、これは大きな影響を与えることとなりますけれども、これは前回のご議論にもありましたけれども、当委員会として、電気料金の専門的見地からのみ判断できるものではなく、原子力発電所の稼働の見通しについては、確定的な見解を示すことは困難であると。これが正当な理由に該当するかどうか、つまり地元の理解を得られなくて稼働しないことが正当な理由かどうかということも、判断することは困難であると。

9ページでございますけれども、このように、今後、再稼働しないと確定的に判断することができない以上、レートベース、減価償却費を全額原価に参入することについても、一定の合理性があるものと考えられると。ただし、東京電力がレートベースについては既に自主カットしていることになってございますので、あえてカットするものを戻せと、原価をふやせという必要はないのではないかということでございます。

米には、先ほだちょっと出てきましたけれども、建設仮勘定は、将来の稼働が不透明という場合の扱いとして、2分の1の算入というルールがあります。これは、ガス、鉄道においては全額入れているということに比べますと、電気事業は政策的に原価算入を抑制しているということも

考えられるということでございます。

最後、(6)ですけれども、なお、運転開始後は、減価償却が自動的に開始されるため、再稼働が不透明である期間、これは、一定期間、原価算入を認めないとした場合、その後再稼働を行うとしても、さかのぼって回収することはできなくなってしまうという問題、それから原価として算入は認めないという判断を行うことは、先ほど会計上の収益獲得の可能性ということから考えますと、収益の獲得可能性がないということで、価値全額が減損処理される可能性が高いと。電気事業資産というのは、長期にわたる計画的な投資によって電気料金により形成された資産でございますので、行政の恣意的な判断により減損することは適当ではない。また、減損した場合には、その費用をだれがどのように負担するべきかという問題が生じるということに留意すべきということでございます。

事業報酬率でございますけれども、11ページ、これも前回まで多々議論がございましたけれども、震災後の適正な事業リスクを踏まえた事業報酬率（ベータ値）をどのように設定すべきか。それから、その公的資金を投入される企業であることをどのように考えるか。それから、過去との連続性をどのように保つべきかと、そういうご議論でございます。

(1)、これは前回までありましたけれども、この電力会社一律の事業報酬の設定を過去から行ってございます。

この制度の趣旨から、(2)でありますけれども、東京電力が今回の申請におきましてみずからの事業リスクに基づいて報酬率を設定していることは適当ではないということでございます。

じゃ、次にどのような経営リスクを見るかということで、これはベータ値を勘案して決定してございます。これにつきましては、他の一般的な事業会社の経営リスクと比較すると、それから東日本大震災以降の状況も勘案するというところに審査要領上なっております。

これは、資金調達ですので、資金の出し手である金融業界といいますか複数の金融アナリストにヒアリングを行いました。そうしたところ、震災以降、電気事業の経営リスクが格段に高まったということから、投資先として選定する、すなわち資金調達を電力会社ができるというためには、震災以降の経営リスクを採用すべきという声が大勢であったということでございます。

こうした点を踏まえまして、大震災以降の9電力会社平均、東電だけでの問題だけではなくて9電力平均のベータ値を採用することが適当であると。

なお、震災直後の時期を除くべきというご議論もございましたけれども、震災前後で経営リスクに断絶があると、それから時間が短くなりますと、有意性といいますかデータの信憑性が薄れてきますので、ベータ値については可能な限り長期の期間をとるべきという考え方を考慮すべきであるということでございます。

12ページに、金融アナリストが、4名ほど、A氏、B氏、C氏、D氏とありますけれども、ヒアリング結果を取りまとめてございます。本来、ベータ値というのは将来のものなので、本来、将来の数字が欲しいんですけども、過去のベータ値しかないので、それを採用していると。あえて言うのであれば、震災後の0.85に近いか、それ以上と思うというようなご意見、それから（2）で、乱高下が続いた時期もあります。それから、経営環境は、震災前後で大きく変化したと市場は認識しているということで、震災以前のベータ値は実勢に合わないというようなご意見等々がございます。

13ページに、前回お示したものに加えまして、⑥ということで、震災後から申請前日までのまたデータをとってございます。これは、ちょっと誤植がありまして、すみません、2011年3月30日から2012年5月10日までと書いていますけれども、2011年3月11日から2012年5月10日までのサンプル数285日とった数字が一番右側であります。3月30日を3月11日に直していただければと思います。直っていますか、すみません。私のデータが古かったようで申しわけないです。

16ページでございます。原子力バックエンド費用の概要ということでございまして、これは、それぞれ法定で決まっている費用が大半でございますけれども、再処理関係費用であります。これにつきましては、積立金に関する法律に基づく部分、それからそれ以外に、輸送費、これは法律に基づかずみずから計上する費用、この2つから成り立ってございます。

次の17ページは、特定放射性廃棄物処分費、使用済み燃料の最終処分ですけれども、これも最終処分に関する法律に基づきまして拠出金が定められてございます。

それから、18ページ、解体費でございますけれども、これも解体に関する省令に基づきまして機械的に費用を算定するということになってございます。

論点、19ページでありますけれども、それぞれその3つの法律、省令に基づくものにつきましては、それがきちんと法律及び計画に基づくものになっているか。それから、（イ）の部分ですけれども、輸送費については、これは効率化努力をどのように織り込んでいるかということが論点となります。

19ページの下以降、検討結果でありますけれども、再処理費につきましては、これは法律及び前提計画に基づいていることを確認してございます。

それから、（2）でありますけれども、広告宣伝費、寄附金、団体費、これも、コスト積み上げベースで、国が、その内容を確認することができますので、処分する者が実施する費用の中に、広告宣伝費、寄附金、団体費、これは入ってございますから、それについては原価に認めないということでございます。

それから、輸送費につきましては、これは随意契約になっていることが確認されていますので、

基本方針に示した考え方にに基づき査定を行う。

2番、3番につきましては、それぞれ法律、省令及び計画に基づいて算定されているということでございます。

22ページであります。公租公課でありますけれども、これも、基本的には、河川法、法人税法、地方税法、電促税法等に基づき算定されてございます。

23ページ、検討結果でございますけれども、細かい各論点が見ていく中であったということでございます。まず福島第一原発の1から4号機、これは本体に係る固定資産税が計上されておりますけれども、これは、長期計画停止火力については原価に織り込んでいないということですので、整合性の観点から、原価からカットしてはどうかということでございます。

印紙税につきましても、実績ベースで計算しているということでございますけれども、これは帳簿原価と販売電力量を指数化しまして足して2で割るという算定していますが、印紙税は、基本的には、契約に基づくものですので、販売電力量に依存するというもので、これは、販売電力量の指数を高めると、幾らか原価が下がるということでございます。

それから、水利使用料、塩原揚水発電所、これは、水利使用权の関係上、緊急時以外は稼働しないということで、本来そうであれば水利権は払う必要がないということなんですけれども、今回、料金に入っていましたので、それについては減額すべきと。

法人税、前々回でしたが、ご議論がございましたけれども、資本コストの一環として算定されるということで、これも算定規則に基づきまして算定がされているということで、妥当ではないかということでございます。

最後、24ページ、安定化費用・賠償対応費用、これも大変な議論があったところでございますけれども、それぞれ安定化費用が、25ページ、487億円、それから買収対応費用が、287億円というのが今回の申請であります。

論点（ア）でございますけれども、事故収束から廃止に至る費用9,000億円、それから損害賠償のお支払いする費用そのもの、これが特別損失になっているけれども、それ以外の安定化維持に係る経常費用や賠償のための費用は、原価に、今、算入されてございます。

特別損失は、当然、原価には算入されないけれども、こうしたものについても、安定化費用や賠償費用についても特別損失で処理すべきか、あるいは経常費用と考えられる費用とみなしたとしても、電気事業として料金に入れるのが妥当かどうかと、そういう段階論でございます。

26ページの下のところでございますけれども、事故直後に特別損失として認識した費用9,000億円については原価に含まれない、繰り返してございます。それからまた、これ以外に新たに必要になる経費のうちで、資本的支出、つまり設備投資を行うものについては、この設備自体が将

来の収益を生むものではないということで、資産性が認められないということで、先ほどの資産と収益獲得能力の一致の観点から、会計上、直ちに特別損失されるということで、減価償却費も発生しないものですから料金原価に算入されないと。したがって、どんどん設備投資すれば料金に入ってくるということでは全くないということでもあります。

他方で、経常的に発生する費用、これは、汚染水の処理でありますとか防護服でありますとか、そうしたものでございますけれども、会計上は、これも費用としては計上されるということでもあります。

次に、適正な原価として料金として認めるかということが論点であります。

これにつきましては、該当の回にご議論がありましたけれども、安定状態維持のための支出、これは事業者の目的に合致する必要があるけれども、これは、原子力災害対策特措法あるいは炉規制法に基づく義務と、義務を履行しなければ、法律的にも社会的にも事業を継続できないということから、不可欠な費用としての事業目的に合致しているというふうに考えられるのではないかと。

次に、27ページでありますけれども、事故直後の緊急対応に関する費用あるいは設備の構築、これは、事故という非能率的な状態から安定状態に移行させるための臨時的あるいは収益を生まないものということで、特別損失として処理されて原価に含まれないと、他方で、安定状態に移行した後に事業を継続する上で必要となる経常費用については、従前よりも費用が増加したとしても原価として認め得るんじゃないかと、火力発電所の例が当時の回でご議論にありました。

それから、安定状態維持に係る費用ですけれども、これは、通常原発でも、停止から廃炉まで、廃炉以降の費用は積立金で処理するわけですが、停止から廃炉までの間の費用については、料金原価に含まれるということも整合的ではないかと。

以上を踏まえまして、1から4号機に係る安定化費用については、原則原価算入を認めることが妥当であると。他方で、認める費用は、プラントの安定状態維持・継続に係る費用に厳に限るということで、先ほど廃止から安定状態に至るまで状態を安定状態に回復させるための費用、これについては原価から除外すべきと、それからこれにつきましても随意契約が含まれていますので、それについては効率化を求めるということでもあります。

28ページ、賠償対応費用でありますけれども、これは委託費等でございますが、これも、東京電力の責務として必要不可欠な費用であるとともに、経常的に発生する費用ということで、通常の補償費、何らかの電気の事故等があったときの補償費に準じて、原価に含めることができると考えられると。

なお、事故に伴い発生した賠償費用そのものは、原価には含まれていないということでありま

す。これについては、原則原価算入を認めるとしたとしても、賠償対応と直接的に関係しない費用、こうしたものが含まれているには場合、その分、原価から除外すべきであるということ、それから随意契約を行うものについては、基本方針に基づいて、これも先ほどのとおり効率化を求めるとのことでございます。

その他、補足でありますけれども、これも、ご議論がありました、競争状態を想定した場合には保険で対応すべきということのご議論がありましたけれども、現実問題としてこうした保険制度は十分に整備されてこなかったと。一切の費用が原価で回収できないとなった場合には、だれがどのように負担するのかと、こうした費用を東京電力及び株主が負担することは、これも、資本注入もしてございますけれども、これ以上ということであれば、もうこれは財政支出そのものになってくる、あるいは電気料金で賄うということになりますけれども、財政の場合には、全国の納税者が均等に負担すべきというよりは、これまで安価な電気のある意味で享受してきたという東京電力の利用者が負担すべきという考え方もあって、なかなか合意を得るのは、困難であると言わざるを得ないと。

電気料金制度上の妥当性は、るるそれ以上で述べたとおりですけれども、こうした観点からも、一義的な責務を負う東京電力が着実に進める必要があり、停滞が許されない中で、他の有効な手段が見当たらない以上、料金原価により対応することが適当であるということでございます。

長くなりましたが、以上です。

○安念委員長

ありがとうございました。

永田委員、補足していただくことはございますか。

○永田委員

私のほうから、幾つか文章の中で、若干、決論に至る理由等で言い尽くせない部分がございますので補足させていただきます。

まず、6ページでございますけれども、核燃料資産のところでございます。その中で、いわゆる原燃に対する前払い金でございますけれども、この文章では、この前払い金がなければ、再処理事業が実施されなかったという意味で、再処理事業に不可欠であったということ論拠としておりますけれども、もう少し丁寧に説明いたしますと、2つのポイントがございます。1つ目は、この前払い金というのは、将来にわたって支払われる使用済み核燃料の再処理費用の前払い金であったということでございます。いわゆる会計上では、将来に減価償却費のように費用化される資産、費用性資産と言えらると思います。それから、再処理費用は従来から料金原価に算入されて回収されてきたという事実がございます。

したがって、この資産性の根拠は、資産自体が、収益獲得能力があるために、レートベースに算入することは妥当であるというのが1つ目のポイントでございます。もう一つの分析のポイントとしまして、いわゆる建設協力金というものが 있습니다。これは、建物の建設の際に、テナント等の将来入居する予定者から土地の所有者に出資される建設協力金です。一般的にこういった建設協力金は、一定期間、据え置いた後に、低利の金利が付されて、一定期間にわたって分割返済されるというような性格でございますけれども、そういった建設協力金にこの前払金は似たような性格がございます。

したがって、2つの観点から、この前払い金については、将来の収益の獲得能力があるということで、レートベースに算入することは妥当であるという結論に至っております。

それから、もう一つ大きな論点として、1F 1から4と1F 5、6及び2Fの共有部分に関するコスト負担の問題があります。特に1、4と5、6では敷地が隣接しております。エネ庁さんの特別監査の実施内容を再度、一部確認しました。例えば防潮堤の拡張工事等が、計上額が妥当なのかどうかというものもチェックさせていただいたんですけども、やはりこの敷地というのは、共有部分があります。1Fの1から4と1Fの5、6では共有する部分があると見受けられますので、この共有部分として設備投資した固定資産の減価償却分は共有部分なので、これを厳格に分けなければなりません。本来、減価償却に入れられない1、4にかかわる部分が、混入されるおそれがあるので、ここはさらなる精査が必要であろうかと思っております。

○安念委員長

ありがとうございました。

山内先生、いかがですか。

○山内委員

この設備投資関連あるいは事業報酬関係というのは、非常に議論の多いところで余り……。それで、論点としては、やはり原子力関係の資産をどう見るかというところがすごく大きい問題であると感じています。例えばそれは、核燃料であり、それから今お話にも出た福島の第一の5、6と、それから第二発電所の問題ということだと思います。それで、これは、前回のヒアリングでもこの点についてかなりご指摘がありましたし、それからオブザーバーのお二方もかなりご指摘があったんですけども、基本的な考え方は、要するにルールの中でやりましょうということでありまして、それで一言で言うと最後の8ページの一番下から3行目ぐらいの形に尽きると思っています。この委員会として、この施設を将来的にわたって稼働しないんだと結論づけることが極めて難しいというところに立脚しておりまして、それは、私自身、個人的に蓋然性としてこの可能性は小さいというふうに思いますが、今のルールと、それから東京電力の申請の内容を

見ると、ここに立脚してこれを否定することはなかなかできないのでといいますか、それは我々が政策を決めることに当たるので、基本的には、ここについては、将来的に認めることの蓋然性もなしとは言えないということからの扱いが基本だと思います。

ただ、ご承知のように、レートベースについては自主的に入れないとおっしゃっていらっしゃるので、別にそれをあえて入れてくださいと言う必要はないと思いますけれども、ただ論理必然性からいうと、それをご主張されるのであれば、前回、委員長の意見にもありましたけれども、これはレートベースに入ってもしかるべきであると思いますけれども、自主的なカットということで、それはよろしいかというふうに思います。

それについて、減価償却との関係で、減価償却費に入れるか入れないかということなんですけれども、要するに入れないということになると、いろいろそのほかの事業全体としてのバランスの問題が出てくるということ、特に先ほどの減損の問題もございますので、そういったことを考え合わせると、これは入れるべきではないかというふうに考えたいと思います。

あえて言いますけれども、その辺の矛盾があるとは承知しつつ、こういう結論にしたということでもあります。

それから、事業報酬であります。事業報酬については、実は、私も、いろんなところで、自分でも、教科書を書いていますし、それから解説本も書いていますが、今回、ここで現実はどうあるべきかということを変更して確認したというか勉強したといったところがあると思っております。ここでの考え方は、基本的に、要するに公正報酬率あるいは公正報酬額でもいいんですけども、それは、資本のコストというものをバーチャルに計算するためのものであるという、そのところですね。

それで、まずここでは、ですから今この時点で、率で言うとどういう率が正しいのかというのは、マーケットのサウンディングでどの程度の反応になるかということを中心に据えて、それで先ほどの専門家の皆さんにご意見を伺いながら、それが、マーケットとしての見方としてはどれが妥当だということを探ったということでもあります。

私も、何度も言いましたけれども、例えば事業報酬率というのは、どの期間で見るのかというのは別に答えがあるわけではないんですけども、基本は安定した事業であればなるべく長く見て、その中で一定の努力を事業者の方にさせていただくというのは基本だと思いますけれども、そのリスクの構造が随分変わってしまったということがアナリストの方々の共通した認識だと思うんですけども、であればそれを取り込んで、一番長い期間というようなことをここで考えたということでもあります。

それで、そういう形でご提案させていただくということです。

ちょっと蛇足ですけども、先ほど言いましたように、これは、厚生報酬率や額というのは資本コストに対するバーチャルな必要額の計算のことです。これをもって、例えば自己資本に対する報酬というものが確定するわけではないわけですね。今回、特に、これは、ある程度お約束としてこの中で出てくる自己資本報酬率、報酬額のようなものを特別負担金等の返還に充てると、こういうことですので、それも別に何か契約したわけではないんですけれども、そういう概念で言っている。

もしそうだとすると、公正報酬率の計算あるいは額の計算に、自己資本報酬率あるいは自己報酬額をオミットするというのは、基本的にはあり得ない話だというふうに思っております。今ここでは率の話をしておりますけれども、額や率全体を考えると、そのような理解を私はしておりますということです。

以上です。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

次は、松村先生と私が担当いたしました燃料費、修繕費、その他経費、費用の配賦・レートメークについてでございます。

これについて、まず事務局からご説明いただきます。

○片岡電力市場整備課長

資料6をごらんください。

まず、燃料費からであります。2ページでありますけれども、これは、下のほうに表で額等は書いてありますけれども、化石燃料、火力燃料が大幅にふえていると、核燃料は減っている、石油も減っているということで、ガス、LNGが極端にふえているということでもあります。

論点としましては、この火力発電燃料費は過去の購入実績をベースに算定されていると、他方で東電の購入実績は割高になっていると、その理由は合理的かどうかという問題、それから燃料の調達において、特に原価算定期間内に新規の契約あるいは契約の更新がある場合には、値下げの努力をどうしているか。それから、燃料そのもの以外の諸経費について、契約先、形態の見直しなど、どのような効率化が行われているかということです。

核燃料費は、先ほどの核燃料資産から燃やした分だけ費用として計上していくということで、これは適切に計上されたかどうかということでもあります。

まず、3ページでありますけれども、それは、購入電力でも出てきましたが、メリットオーダーの確認ということでありまして、燃料計画で、最も経済性のある石炭をベースとして、次にLNG、最後に石油という形で運用がされているかどうかということでもありますけれども、これも、

下のほうの稼働率と単価でプロットした発電所ごとのラインを引きますと、右肩下がりのラインになっているということが確認されたということでもあります。

それから、火力発電所の使用燃料ですけれども、燃料効率が適正に算定されているかと、されていない場合にはそれを反映して査定するというところでございます。

4ページでありますけれども、先ほど論点でありました全日本通関の貿易統計価格と比べて高い理由でありますけれども、石油につきましては、硫黄分の低い石油を購入しているということで、これは、同様のものを買っている他電力と比較しても、ほぼ同水準であることが確認されております。

石炭につきましても、これは、豪州炭という熱量の高い石炭を買っているわけでございますけれども、豪州炭の調達だけを見ても、東電の調達価格は安い、それから他の電力会社の調達価格とほぼ同水準であるということが確認されております。

LNG、これにつきましては、契約の時期によって、プロジェクトごとによって、高いときに買ったものが影響すれば高くなってしまおうということを確認したところ、市場価格より高い契約の影響が大きくなっているということで、オール・ジャパンの購入価格よりも高くなっているということでございます。

5ページでありますけれども、それぞれの購入価格について、どのような効率化努力が行われているか、あるいは行いようがないのかということでもありますけれども、まず石油、石炭については、基本的に毎年度契約の更新が行われております。LNGにつきましては、長期契約でありまして、東電全体で年1,800万トンで9プロジェクトあります。このうち、4プロジェクト、800万トンが、価格の見直しがこの算定期間に行われるということでございます。

為替レート、これは直近の1－3月の通関レートであります78.5円が適用されてございます。

石油につきましては、これは過去の同じく24年1月－3月の購入価格をもとに算定されているということで、これもある意味で産油国の政府公式販売価格を適用されているということでもあります。

重油につきましては、東電と元売の石油会社の間における交渉結果、これはそのままオール・ジャパンの価格になっているということで、それぞれある意味で、効率化の余地がなかなかないといえますか、反映しづらいということでもあります。

他方、LNGでありますけれども、原油価格を指標としたフォーミュラによって決定されておりますけれども、これは全日本の通関のC I F価格、それをプロジェクトごとの価格フォーミュラに適用して算定されているということで、それぞれのフォーミュラ価格にさせていただいております。このうち更新時期を迎える4プロジェクトにつきましては、直近の市場の価格・動向を踏ま

えた上で、交渉努力を一層反映させた形で、原価に織り込むよう査定すべきということをお願いしております。

石炭につきましては、これも石油と同じく1-3月からの購入価格を適用しているということで、これは妥当であるということでもあります。

6ページでありますけれども、諸経費であります、これにつきましても子会社との随意契約というのがたくさんございますので、これについては基本方針に基づいて査定を行うということ、それから核燃料につきましては、先ほどのとおり基本的には燃焼分が機械的に算定されていることを確認したということでございます。

8ページ、修繕費であります。固定資産の機能を維持するための部品の取りかえでありますとか補修でありまして、これも、内訳が、水力、火力、原子力等々、それぞれの設備に伴って計算されております。ふえているのは、真ん中よりちょっと下、スマートメーターのあたり、それから、一部、水力がございます。

これにつきましては、9ページで、過去、修繕費を原価に積んでいる額と、実際に修繕を行った額が、大きく乖離していたということを踏まえまして、算定要領上、過去の実績に基づく修繕費率、これをメルクマークとすることとされています。これにのっとったものになっているかどうか。それから、メルクマークに沿っているとしても、なお不要な設備に関する修繕は当然カットする、あるいは入札の実施等による効率化を求めるということで、さらに下げられないかということでもあります。

10ページでありますけれども、メルクマークにつきましては、修繕費率は18から22年度実績で1.44%ということで、東京電力の今回の申請は1.4%なのでメルクマーク範囲になっていると。これは、23年度実績はもう出ていますけれども、それを使わないと。理由としましては、震災の影響で極端に繰り延べを行ってしまっていて、異常値としてこれを排除したということで、これは妥当ではないかということでございます。

それから、その修繕費についても、先ほどの特別監査の結果、サンプル調査しまして、その結果を確認しております。その結果、今後、契約を締結するものにつきましては、基本方針に基づきまして、効率化の足りない分を査定するというところでどうかということでございます。

それから、その下の(3)でございますけれども、これも、特別監査の結果としまして、不要な設備、先ほどちょっと申し上げたような社宅でありますとか送電線の使っていない分でありますとか、こうした分に係る修繕費、これについても、そもそも不要なものだということでもカットしてはどうかということでございます。

12ページ、その他経費、控除収益ということございまして、非常にたくさんの雑多な項目が

あります。廃棄物処理費から始まりまして、消耗品費、補償費、それから委託費、普及開発費、研究費、諸費その他でございます。

その具体的な中身は、13ページ、14ページに書いてございます。これは、当該、議論したときにつけたものと同じでございます。

15ページで、論点でありますけれども、基本的には、これらは既存の実績値あるいは既契約に基づいて算定してはおりますけれども、それでもなお新しく契約するものについて効率化努力をどのように織り込んでいるかということ、それから販売促進を目的とした広告宣伝費、寄附金、団体費、これは、冒頭の基本方針のとおり原価に算入しないということで、そのとおりになっているかどうか。研究費につきましては、電中研の研究費、一括分担金のように、中身が査定できないという場合には、算定を認めないということです、これは個別に見ていくということであり、ます。

15ページ以降、その結果がありますけれども、まず一般的な原則としまして、入札を行うものについて妥当性、それから随意契約を行うものについては基本方針に基づいて、原則10%に足りない分について査定を行うということであり、ます。

消耗品費、これは、個別の積み上げで算定されてはおりますけれども、確認しましたところ、その考え方が統一されていないということで、実績、23年度よりもふえている項目があります。ふえていることについての説明ができない分については、原価算入を認めるべきではないということでございます。図書費についても、業務上、必要性を認めないものは、個別に見た上で原価算入を認めるべきじゃないということでございます。

補償費につきましては、法令とか覚書等に基づいてやや義務的に支払っていることを確認したということであり、ます。

次のページで、賃借料でありますけれども、これも、道路占用料、これは、自治体との関係でありますとか、線下補償料のような既に契約のあるもの、これについては、それぞれが、妥当な契約があるかどうかを確認した。それから、借地借家料のうち、体育施設でありますとか、合理的な理由なく入居率が9割を下回っているというものの下回っている分については、これは遊ばせている施設だということで、原価算入を認めるべきでないということであり、ます。それから、環境貢献活動に係る借地借家料も、これも優先度を考慮して、算入を認めない。その他の借地借家料は、不動産鑑定評価手法に基づき算定されている。機械については、リース契約があるということで確認してございます。

託送収益とか事業者間精算費・事業者間精算収益でありますけれども、これは、他の電力会社のネットワークを使ったとき、あるいは使わせたときに払ったり、あるいは他の電力会社等から

もらう費用でありますけれども、これにつきましては、既に契約がある、あるいはその前提契約にのっっているということを確認してございます。

それから、次のページでありますけれども、17ページ、損害保険料、原子力関係につきましては、これは原賠法に基づき算定されることを確認した。それから、それ以外の保険料でありますけれども、投資が取りやめになるといったような場合のプロジェクトへの保険料については、これは原価算入を認めないということでございます。

8番、一般負担金、これは機構法に基づき算定されているということを確認してございます。

それから、広告宣伝費、普及開発費でございますけれども、審査要領におきましては、販売目的としたものについては認めないということで、これについては原価算入されていないと、他方で、普及関係費のうち団体費的な性格を持つもの、電力協会の活動費用でありますとか運営費助成金、それから計画停電の周知に係る費用というのは、今回、算入されておりましたので、それについては、原価算入を認めるべきではないということでもあります。

養成費、研修費用につきましては、BWR、原子力発電所ですけれども、訓練センターというのが外部にありまして、その外部の研修先の設定する単価があらかじめ定まっているので妥当であると。個別の自社で行うもの、あるいは他社に委託して行うものについては、これも、積み上げの積算の考え方が統一されていない項目が、例えば旅費等にありまして、これはふえているものもありますので、ふえている額について説明できないものは、すべてカットしてはどうかということでございます。

18ページ、研究費でありますけれども、電中研などの分担金及び自社研究については、例えば直接的に必要とまでは言えないような研究、政策研究みたいなもの、あるいは原価算定期間内に終了しているにもかかわらず、それ以後も計上しているものでありますとか、海外の会議や団体に情報収集のために参加するようなものとか、他の研究所等の研究と重複しているもの、こうしたものについては、カットしてはどうかということでございます。

諸費でありますけれども、寄附金については算入されてございません。

団体費につきましては、海外電力調査会、海外再処理委員会、原子力技術協会、電力系統利用協議会について算入されていますが、20ページに参考でその理由が書いてありますけれども、一定の妥当性があるのではないかということでもあります。

その他費用ですけれども、これも、個々の視点で積み上げになっているものがありますが、ふえているものにつきましては、実際の実績をベースに説明できないものについてはカットするということでもあります。

19ページ、貸し倒れ損、これも、今回、改定率、収入に一定の値上げ幅を乗じて算定するとな

っていますけれども、今回、改定率が、この査定の過程で例えば10.28%というのが下がれば当然補正するということが、(14)、(15)は、これは非常にテクニカルですが、他の共用部分から逆に費用をもらう分、そうしたものについては、きちんとそれらの計画なり協定、契約に基づいているということを確認したということでもあります。

16番、株式交付費でありまけれども、普通株式から、今回、資本注入、種類株式になりましたので、当然その発行手数料が下がりますということで、今回、普通株式で算定された額については認めないということでもあります。

17番、電気事業雑収益、これは例えば電柱の広告等による収入でありますけれども、これも積み上げで積算の考え方が統一されていないということで、実質に比べて低い額しか収入がないというふうに見積もられたものについては、説明できなければ実績ベースまで収入を見込むと、原価圧縮のほうに査定するということでもあります。

最後に、原価51項目を見ていった上で、費用の配賦・レートメークでありますけれども、22ページであります、51項目の総原価プラス事業報酬、真ん中の点々で囲ってあるところですが、総原価は算定規則に基づき自由化部門と規制部門に配分されていきます。配分された小売規制料金、小売自由化料金と一番右側にありますが、その費用に一致するように収入が設定されるということになってございます。

その過程で、これも何度か議論がございましたけれども、総原価を水力、火力、原子力等の部門に割り振っていくやり方、それから一般管理費をさらにそれ以外の項目で割り振っていくというような整理の仕方について妥当かどうか、それから最後に、固定費を低圧需要とそれ以外に配分していくというところで妥当なものになっているかといったことについて議論がございました。

23ページは、今、申し上げたことを説明してしまいましたので飛ばしますけれども、24ページ以降は、検討の結果ということでございまして、個別の原価計算においては算定規則に基づき配分されていると。これは、ABCという会計規則で、あらかじめこの費用はこういう割合で配分しなさいと省令で定まっているもの、事業者が独自に設定することもできることになってございます。これにつきましては、こういうより直接各需要に整理するという考え方をとられている面もありますので妥当ではないかということで、全体の96%は、直接、費用のひもづけがされているということでもあります。

それから、その上で、各需要種別、自由化部門、規制部門への配分が「2：1：1法」、最大電力と夏季・冬季尖頭時の責任電力、発受電量、「2：1：1」という割合で算定することになってございます。これが、規制部門にたくさん過大に最大電力を見積もって算定されないかという論点があるわけですが、これについては、サンプル調査、低圧電灯4,000件、低圧電力

500件に基づく推計値が用いられておりまして、過大推計されていないことが確認されております。

それから、その結果として、事業報酬の割合ということが、固定費の割合に応じまして、規制部門が5.4%、自由化部門が4.2%となっております。改定実施以降、収益が、例の1対9の議論がありましたけれども、ずれていく可能性があります。その結果、事後評価において部門別収支が毎年公表されるということ、それから原価算定期間終了後には、実績と原価の乖離をチェックした上で、必要があれば、事業者に料金改定を促すということで、そうしたゆがみを是正していくということでございます。

28ページまで飛んでいただきます。レートメイクということでありまして、料金設定の妥当性であります。以上のような形で、自由化部門、規制部門に配分された費用のうち、規制部門の費用をどういうふうに料金にばらすかということでもありますけれども、1つには、基本料金と従量料金をどう設定するかということでありまして、今回、人件費等の固定費の削減が図られていますけれども、他方で、修繕費でありますとか一般負担金の増といったことで、結果的には固定費はふえてございます。

その結果、本来であれば基本料金は値上げすることも考えられるということでもありますけれども、今回の改定の理由が主として燃料費の増加であること、それから固定費を上げますと、電気の使用量の少ない需要家に相対的に重い負担になるということから、今回、従量料金でこれを回収するというのは、一定の合理性があるということでございます。

それから、3段階料金でありまして、真ん中の2段階を中心に、1段階を多少安く、3段階を高くというふうに設定されていますけれども、この格差の妥当性でございます。これは、下のほうの表に書いていますけれども、今回の改定、昭和55年の改定とほぼ同じになってございます。20年に比べますと、その傾きといいますか、3段階の上げ幅が大きくなっていますけれども、それは、ナショナルミニマムといいますか、電気の使用量の少ない方への配慮、それからたくさん使う方への需要抑制のインセンティブという観点から妥当ではないかということでございます。

29ページでありますけれども、選択約款であります。これにつきましては、当然その選択約款が供給約款の負担によって割り引かれるとなると困るわけでもありますけれども、選択約款の単価につきましては、ベースとなる供給約款から、夜間の発電単価とか過去の需要実績をもとに、例えば昼を基本から、高くして夜を安くするというふうに、ベースから展開してつくられているということを確認されておりますので、この選択約款の設定によって、一般の供給約款の単価は、割高になるということはないかということでございます。

他方で、下記のような多様な需要家の選択肢という観点から見直すべき点があるのではないかと

ということでございまして、ピーク抑制型季節別料金、PSPメニューでありますけれども、非常にたくさん電気を使う需要家、60アンペアで3段階使う方にメリットがあるということですが、その旨が周知されていないということで、あたかも一般家庭でメリットがあるんじゃないかという誤解があるんじゃないかと。これにつきましては、わかりやすい広報を需要規模に応じて適切に実施していくべき、それから原価査定といいますか料金査定とは若干離れますけれども、比較的、電気の使用量の少ない需要家についても、何らかのメリットというものも検討すべきじゃないかということでございます。

30ページ、季節別時間帯別電灯における機器要件ということで、夜間蓄熱機器でありますとかオール電化の割引、これは、こういう約款の割引を受けるためには、機械を持っていないといけないということで、選択約款の条件となっています。しかしながら、これらの機器を設置すれば、当然、機械がありますので、需要シフトは、蓋然性が高くなることは事実でありますけれども、じゃこの機器を設置したことによる評価がなかなか難しいと。

こうした観点からは、別途、夜間8時間型のように機器の要件を課していないと、さっきのPSP型も機器の要件がないわけですが、機器の要件を課さずに、単価の設定のみで需要家が選択できるというふうにすべきじゃないかということでもあります。これによりまして、当該機器だけの競争というよりは、さまざまな機器がいろんな創意工夫で出てくるといったことも想定されるんじゃないかということでもあります。

他方で、既に適用を受けている需要家でありますとか、こういうことを前提にして、例えばおうちを建てて投資しようと思っている需要家とか、さまざまいらっしゃると思いますので、十分な周知期間が必要であることを踏まえて対応することが適当であるということでございます。

それから最後に、公聴会でもご議論がありましたけれども、5時間通電機器というものの利用が減少しているということで廃止というふうになっていましたけれども、その機器の改造には一定の時間を要するというところもある事情がありますので、十分な周知期間を踏まえて、直ちにやめるんじゃなくて一定の期間を置いてやめるといったような対応が必要じゃないかということでございます。

以上です。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

松村先生、何か補充していただくことはございませんですか。

○松村委員

まず、電中研の研究費に関してです。本当にこれは電気事業の供給に不可欠かどうかという観

点から見て、一定程度カットすることを今回しました。しかし残念ながらこの手法は、次もしどこか別の事業者が値上げ申請を出してきた時には使えないと思います。今回このような対応するというのを学んで、仮に合理的に一般電気事業者が対応したとすれば、値上げ申請を出しそうな電力事業者には、切られそうな案件は回さないで、値上げ申請を出さない事業者のところに認められそうもない研究を全部割り振るとかをすれば、事実上査定は完全に無力になってしまいます。

今回、まさかそんなことがあるだろうと思わず契約していると思いますから、不合理なものを一定程度切ることが可能だったと思いますが、本当は、すべての会社の契約の形態、今回の場合なら値上げ申請を出した会社がどう契約を結んでいるのかだけではなくて、全体を見なければうまくいかないと思います。その点では、次回以降に関しては一定の課題を残している。

それから、特に大きな燃料費に関しても、これも、今、発言すべきことではないかもしれませんが、やはり大きな構造的な問題がある。今、一生懸命、原油価格連動を外そうということで、いろんな人がいろんな発言をしているわけです、ガス会議だとかいろんなところで。しかし今の燃調・原調制度がこの取り組みの阻害要因になっているのではないかと。守秘義務の観点から発言できることが極めて限られてしまうのですが、現在の燃料費調整制度を前提とすると、他の会社が、すべてJOCリンクで、原油価格連動で、しかも係数も同じようなものを採用している時に、自社だけ原油価格連動の係数を下げると不利益になる恐れがあります。仮に原油価格連動の傾きを下げると、他の会社はみんな高い原油価格連動なのにもかかわらず、自社だけ努力してコストを下げるために連動比率を下げたりすると、逆に原油価格の大きな変動で、大きなリスクを負ってしまうことになります。調達価格の変動と転嫁できる費用の乖離が大きくなり、経営の不安定性が増してしまいます。他の会社とよく似た契約を結んでおくのが一番安心ということにもなりかねない。

燃料調達に関しては、一社一社の契約を見て、それをどう効率化していくかと頭を絞るだけでは限界があります。全体としてどういう制度設計がいいのかが一番利いてくると思います。その意味では、大きな課題を残している。どこがやるのかというのは難しい問題だと思いますが、都市ガスも含めて、この調達契約の問題、燃調・原調制度をどう設計するのか考えるべきです。しかし、燃料調達は重い守秘義務のある契約ですので、多くの人を知るといのは、これはこれでリスクですので、どこかが集中的にきちんと管理し、日本全体のことを考えた制度設計をしないと、長期的に調達価格を下げるのは極めて難しいのではないかと思います。

ただ、責任放棄するつもりで言っているのではないので、この局面でできることは、一生懸命、査定しているつもりです。しかし査定だけでは大きな限界があると思います。

これも、この局面で言うことではないのですが、先ほど出てきた電中研、それから私たちの管轄ではないですが、原燃、それから先ほど永田先生、山内先生のところで出てきた原電にも共通の問題があります。原電に関して、8割、東電が引き取り、2割、東北電力が引き取るという発電所に関して、もしこれが、原電ではなく東京電力が自分で手がけて、2割は東北電力に売る契約だったとします。そこで働く人たちのすべての賃金、関連する役員の報酬、あるいは広告費・宣伝費・交際費・雑誌購入費なども全部こういう審査の局面でチェックすることができます。しかし、全く同じ機能を果たしているのにもかかわらず、別法人にすれば、原電の賃金や役員報酬がどうなっているのか詳細にチェックはできない。

同じことが電中研にも言える。電中研の賃金の構造がどうなっているのか、役員の報酬はどうなっているのか、これが原価にどう反映されてくるのかは、大きく電力事業者からの拠出金に依存しているところであるのにもかかわらず、個々の値上げ申請をチェックする段階ではきちんとチェックできない。

極端なことを言えば、電中研に多く人を送り込んで、そこに高い賃金を払うだとか、役員に高い報酬を払うとかと、広告・宣伝・寄付金と同じ機能を果たすお金を別の名目で滑り込ませるとか、抜け道をつくることでされたとしても、私たちはチェックのしようがないという状況になっています。一般電気事業者が恥ずかしくて言えないようなことを代わって宣伝する機関に成り下がったとしても、事実上の宣伝費・普及開発費も全く査定できないわけです。原燃も同じです。

これだけ一般電気事業者からの資金に依存している特殊な団体に関して、こういう形で、人件費もチェックしない、役員の報酬もチェックしない、寄附金もチェックしない、書籍購入費もチェックしない。こんなことを続けていていいのでしょうか。

もちろん、普通の民間企業に関して、例えば発電機を納入するからといって、東芝の賃金や役員報酬を査定せよなどといったら、それはクレージーだと思われるのは十分わかっています。そんなことを言うつもりは毛頭ない。しかし今、挙げた3団体ぐらいは、ちゃんとチェックできないとおかしいのではないか。

しかし、今のルールでは残念ながらできない。極端なことを言えば10電力全部値上げ申請してきてもやはりチェックできないわけです。

長期的にそのようなことでいいのか。少なくとも言及した特定の3機関については、今回、東電でチェックした並みのきちんとしたチェックをする体制を整えなければ、十分な査定にならないと思います。

今回の査定では、制度の制約からそこまではできておりません。その点についてはお詫びいたします。

以上です。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

私も松村先生と一緒にこの燃料費その他を検討したわけですが、今回、皆さん、ご案内のように燃料構成が全く変わってしまって、とりわけガスの購入費用の莫大な増大が今回の値上げの必要のほとんどすべてを説明すると申しますか、ほかの品目は大体節約していただいておりますから、むしろほかの節約分でもガス代の値上がりが吸収できない、できないどころか、はるかに飛び抜けてしまうということでした。

実際に、今まさに松村先生がおっしゃったように、守秘義務がかかっておりますので、具体的なことは、申し上げることはできませんが、何といても実感として申せば、相手のあることであり、かつ売り主さんは、日本の事業者に対しては、足許を見放題というのが実情でございます。

たまたま3年間の原価算定期間中に、4プロジェクトについて、価格のフォーミュラの見直し時期が到来しますので、その際に、合理的に考えられる限り、最大限の交渉努力をしていただくという前提での査定というのにとどまったということでございます。

それが結果でございますね。以上でございます。

どうもありがとうございました。

それでは、もう4時になっちゃったな。どこからでも結構です。とにかく、これまでの対立点を含めまして、ご自由にどうぞご議論ください。もちろん、オブザーバーの方々からのご発言も結構でございます。どうぞお願いいたします。

じゃ、八田先生から。

○八田委員

前から考え方が委員の中で多少違う安定化費用についてです。この資料5の安定化費用に関する27ページの6番のところには、「プラントの安定状態維持・継続に係る経常費用については原価算入を認める、しかし申請された原価に、廃止措置に向けて損害を受けた状態から安定状態に回復させるための費用と考えられるものが含まれる場合には原価から除外する」とあります。これはわかりやすいんですが、それでは、損害を受けた状態じゃない通常の安定化費用ということは、例えばどんなものなんですか。

すなわち、事故が起きないでも発生する、安定化費用とはどのようなものなんでしょうか。

○安念委員長

何かお考えがありましたらどうぞ。

○永田委員

維持安定費用の中で、例えば典型的なものは、消耗品費とか、建屋を管理するとか、そういった維持管理費用があります。典型的にはそういったものを維持管理費用として、いわゆるランニングコスト的な費用ということで、会計的には、そういうランニングコストというものは経常費用として区分けされます。そういったものについて、まさしく現状の設備の状況を維持するための費用、支出であるという整理をしました。

したがって、その中身が果たして本当に一個一個そういった費用なのかどうかというのを精査はしなくちゃいけないし、それが、もしいわゆる改良工事、資本的・支的的なもの、もしくは特損的なものであれば、これは減損して査定していくというのが基本的な考え方とっております。

○八田委員

通常の廃炉にときにも安定化費用がかかるのならば、それは当然、認めるべきだろうと思います。しかしそれ以外は認めるべきではないでしょう。この文章をそういうふうにと読むと、次のページの28ページの(1)とか(2)とかは、全く要らないんじゃないかと思います。

まず、(1)のところ、だれがどのようにこの費用を負担するかという問題が生じるとあります。明らかに株主と債権者が負担すべきですね。

つまり賠償を含めて事故費用については、将来、東電の料金で負担すべきではないと思います。そもそも電気以外の普通の財を生産する会社が、自社で起こした事故がもたらした費用を負担できないから、お客さんに対して、昔あなたには随分安く売ったんだから、恩義を感じて事故費用を負担してくれということはありません。売買の契約はその時点で終わったんです。しかも、東電の管区にいた人の中には、どこかほかの町に移っちゃった人もいますし、東電管区に現在いる人には、今まで東電の原発の恩恵なんか全く受けていない人もいます。事故費用を東京電力の管区の人に過去の恩恵に対する対価として払えということはありません。

株主が負担できない事故費用を、料金で負担するとすると、様々な矛盾を生み出します。もし事故費用負担のために、東電だけが自由化部門の料金を上げると、他社に競争で負けてしまいますから、そんなことはできません。そうすると、結局、家庭の電力だけにそれを押しつけるということになりますよね。それもありません。

それではというので、東電の事故費用を賄うために全国の電力会社の料金を自由化部門も含めて上げると、電気から石炭とか石油へのシフトを引き起こしてしまいます。これは社会的に無駄なシフトです。それもありません。基本的には、全国民が、税で広く薄く負担するしかないと思います。だから、私は、この文章がここにあるのはおかしいと思います。

次に、(2)では、財政支出で費用を賄って、日本全国の納税者に負担させるというのは

よくない、だから料金でやるんだというようなことを言っています。しかし、元来料金で負担すべきものはそうすべきだし、料金で負担すべきでないものは負担すべきでないと思うんですよね。財政負担の是非論は無関係です。私は（２）も全く不要だと思います。

以上です。

○安念委員長

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

どうぞ、阿南さん。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

私、専門委員の皆さんの検討されたご苦勞話を聞いていますと、非常に悩みもあったということで大変だったろうなと思いましたが、でも専門委員の皆さん方に少し不満を申し上げたいというふうに思います。

進め方について、まず初めに言いたいのですが、私たち、きょうここに来て初めてこの資料を見るんですよ。それで、いきなり意見を言えと言われても、それはとても難しいことです。ですから、こうした結果がどういうことなのかというところは、やっぱりこれからもう少し時間をかけて、この査定案についての公聴会を開くなり何なりというふうな工夫はぜひしていただければというふうに思うのが1つです。

それと、もう一つ、確かに専門委員の皆さん方はルールにのっとって妥当かどうかということ判断されるということですが、でも、だとしますと、今まで私たちが、オブザーバー参加してきて意見も言い、それから消費者団体からの意見聴取も行い、公聴会をやり、国民の声も募集してやってきたということについて、一体それをどのように反映する気があるのか、実際、聞いているんですか、読んでいるんですかということを考える必要があるんじゃないかと思います。そして何らかの形で反映しなくちゃいけない。そうでないと、何のために消費者が声を上げているのかというところがわからなくなってしまうんですよね。結局、最初からシナリオができていて、そうか、そのとおりにいくんだということであれば、全然、納得できないんですよね。それにルールにのっとったから妥当だというふうな説明は、やっぱりだれも納得しないと思うのです。苦しみはわかりますけれども、そこを何とかしようということを考えるという気持ちで、意見として専門委員会でも出すべきではないかと思います。

先ほども、八田先生も山内先生も、矛盾があつてなかなか苦しいところだというふうなことをおっしゃっていました。だったら、その矛盾をはっきりと書いて、このルールで査定するにはこういう問題点がある、矛盾もあるということも言って、そうでない場合にはどうなのかという二

通りの査定みたいなものもやったらどうですか。私はそう思うのですよね。

そうしないと、本当に国民が、これだけ意見を言っているのが全く無視されるということになると思います。

個別のところもちょっと言いたいのですけれども、まず資料4の6ページ、今、言ったことと関係するのですが、公的資金注入企業との比較はこの専門委員会の範疇ではないということであり、この公的資金注入決定時に議論すべき論点であったと、確かにそうなのかもしれないのですが、私たち、そんな意見を言う暇もなかったし、議論なんてどこからも呼びかけもなかったですよ。そこで決まってきた問題ということですよ。これだっですごく矛盾です。

なので、そういう矛盾があるということもちゃんと言ったらどうかと思います。もうどうしようもないわけですよ、これで押し切られたら、そう思います。

それと、19ページは、ここは、販売電力、購入電力料の部分です。日本原燃の発電再開に向けた準備を実施中だとか、ほかの原発も再稼働に向けた準備をしているとかということが至るところに出てきます。福島第一の2機と第2と、それから柏崎刈羽も全部未定であるとされていますけれども、これは全くおかしいですよ。福島県内の原発は、稼働できるはずがないです。福島県知事が廃炉にしろと言っているわけですよ。それをここに未定だとして、減価償却費を組み込んでいくということ自体にとっても無理があると思います。

それと、申しわけないです、安定化費用のところは、26ページから、今、八田先生がおっしゃったところですが、私は、やっぱりそこは八田先生のご意見に賛成です。やっぱり組み込むべきではないと、事故を起こしたからこそ業務対応も必要なわけですから、そこは入れるべきではないと思います。

それと、PR館の話がありましたね、刈羽のところですね。私は、刈羽のPR館にも実際に行ったことがありますけれども、ほとんど人もいないし、無駄ですから、もう閉鎖すべきです。わざわざ人を張りつけてあけているのですよね。ほかの原発にもPR館がありますけれども、やっぱり人もまばらです。とりわけこの刈羽のところのPR館を入れるのは反対です。全く機能していない。成果はないと思います。

以上です。

○安念委員長

刈羽のPR館は、どのぐらい入場者がいるかというようなことで、調べればわかるような性質のものですか。

○片岡電力市場整備課長

わかります。

○安念委員長

そうですね。今お手元にはないと思いますが、調べておいてください。

いろいろおしかりをちょうだいするだろうということは覚悟しておりましたが、それはそうですな。

松村先生、どうぞ。

○松村委員

基本的に、今まで問題になってきた点に関して、これを読んでもなおまだ意見は変わっていません。繰り返してもしようがないと思いますから、内容は繰り返しません、まだ意見は変わっていないという点だけ言わせてください。

その中で、唯一、若干意見が変わったのがベータ値です。ここの提案について確認させてください。

震災後、大きく構造が変わったので、震災後のデータを使うべきということで、今回、提案があったわけです。その中で、震災後でできるだけ長い期間をとるべきだと書いてあるので、13ページの⑥を念頭に置いていると思います。したがって、これでも東電が出してきた恐らく0.9というよりは低い値を採用するという提案だと理解しております。

それで、その上で……

○安念委員長

先生、いいですか。実は、その点は私も伺いたかったんですが、永田・山内チームのお考えでは、具体的には数値で決め打ちしろという言い方をするのはちょっと酷かもしれませんが、結局のところ、この13ページの表を使うとすれば、どれでいこうというご提案だったのでしょうか。

○永田委員

今ご指摘がありました⑥の0.82です。

○安念委員長

⑥ですね、わかりました。じゃ、すみません。

○松村委員

それで、その点について、以前、かつての東京電力の申請と整合性がないのではないかと批判しました。高津前常務がここで答えになった時に、かつては低位安定していた。しかし、震災後、ベータ値が大きく変わって、明らかに構造変化があった。したがって上げざるを得ない。こういう説明をされました。

しかし、じゃ震災前、どういう申請を出していたのかというと、ベータ値に基づいて、例えば0.3という値を一たん出していた。その後、安定的な値が得られないということで、突然、横置

きが大好きな業界なのにもかかわらず、0.3を急に0.7に上げた。その後の申請でも、0.7に上げたものをずっと維持した。これは、値下げ届け出制の世界だったので、一回一回査定していない。したがって、東京電力の言い値で認めるしかなかった。それが違法だったと言うつもりは全くないのですが、しかし、低位安定だったと東京電力自身が認めるその時期において、0.3を突然0.7に上げ、しかもこの説明が、長期的に考えれば、足元のベータ値はどうであれ、これぐらいの値が必要であると説明していた。もちろん低位安定していたそのころのベータ値から見れば明らかに過大な値を採用していた。しかし足元はどうあれ長期的に適正な値だとして。今度は、構造変化があった後では、実測値に基づいてやろう言い出しているわけです。明らかに過去の行動とのコンシステンシーがないと思います。その点について、私は、意見は変わっていません。

しかし、今回の永田・山内委員の整理は、過去は明らかにおかしかった。これからはちゃんと計測に基づいてやるのが正しい。過去、間違っていて、現在、正しいやり方と示されているのに、過去、間違ったやり方をしているから、今回も間違ったやり方を継続すべきだというのはおかしい。そういうご提案だと一応理解しました。

つまり、過去の東京電力の0.7というのは非常に不当な値であり、原価性に基づいた料金という発想からかけ離れたおかしな、恣意的でお手盛りのことをやっていたのだけれど、しかし値下げ届け出制の枠内では、それについて異議を申し立てることができなかったのも、明らかに原価と乖離したおかしな料金も受け入れざるを得なかった。過去は、もし本当に査定したとしたらとても受け入れられない明らかに間違ったやり方をしていた。そういう認定だと理解してもよいのか。それとも過去は正しく、今も正しく、その両方をコンシステントに説明する理屈として、⑥が出てきたのか。この点を確認させてください。

明らかに、昔、間違っていたということを言うのは、恐らく永田委員にとっても山内委員にとっても、他の電力会社を敵に回すことになると思うので、なかなか言いづらいとは思いますが。一般電気事業者は平気で、料金に裁量や操作の余地はない。原価に基づいた適正な料金だ、と言うのですが、一方で β 値は家庭用規制料金にも託送料金にも影響を与える重要な値です。このような重要な値が操作可能であった、恣意的に決めることも可能だった、査定されればとても認められないような値にお手盛りですることも可能だった、と両委員が認めることになるわけですから。その辺の整理をきちんとしていただかないと、この後、私自身も頭が整理できないので、その点、まず確認させてください。

○安念委員長

これは、東電さんのお考えもあるだろうけれども、当局のほうも、それは、変更命令を出そうと思ったら理論的には出せたわけだから……

○松村委員

ただ、変更命令を出すというのは、よっぽどのことがないといけないわけです。そんなに簡単には出せませんし出すべきでもありません。

○安念委員長

いや、それはわかります、わかります。

○松村委員

そうでなければ、一般論として、許認可制を届け出制に変えることの規制緩和、規制改革の意味をなくしてしまいます。そのような例を作る弊害は大きい。

○安念委員長

それはわかります。

○松村委員

したがって、これは、東電の見解としては、もちろん正当だった、正当だと思ったから過去そう出してきたということだとは思いますが。その東電の見解を聞いてもしようがない。今回このような案を出してきた両委員及び事務局の見解が聞きたいということなのです。したがって、片岡課長に聞くか、あるいはこのグループの担当者の2人に聞くか、どちらかにまずお答えいただきたい。

○安念委員長

まずは、どうでしょうか、山内先生からコメントしていただきましょう。

○山内委員

この数字を出してきた背景というのは、さっき説明したとおりで、要するに現状でどれだけの資本コストがかかっているか、それを前提とするためのベータ値は何かということでマーケットのサウンディングから決めました。それで、一番、整合的なベータ値の計算の基本を出しましたと、これだけの話ですので、我々としては、今回この申請に当たってはこれがいいんじゃないかということです。

過去について、松村さんがいろいろ心配していただいたんですけども、私、過去について検証も何もしていないので、0.3とか0.7が正しいかどうかということ自体、私は言えないので、そのときに別に私がそれでいいと言ったわけでもないですし、まさに計算したわけでもないで、もしかしたらその計算してみたらそれはおかしかったということになるかもしれない。

ただ、1つだけ言えるのは、この総括原価というか平均方式ですけども、これというのは、後から利益を奪い取ることというのは、基本的にはしない、できない。できますよ、おっしゃる

ように、事業変更命令を出せばいいんだから。ただ、もしもそうだとすると、逆のインセンティブが働きますねというのが、このやり方のお約束で、それができない形になっているので、その辺のことはある。それが間違っていたかどうかというのは、そこの判断なのかなとちょっと思いますね。

○安念委員長

永田委員、何かご意見はおありですか。

○永田委員

いや、結構です。

○安念委員長

じゃ、片岡さん、どうですか。

○片岡電力市場整備課長

制度上、認可のときにしか査定はしないわけですね。β値について査定したのは平成8年と平成10年のはずなんです。そのときには、当時、なるべく長く時間をとって計算すべきという考え方で、β値をこれは国が査定した形になっています。以降、届け出になっていますので、おっしゃるとおりそれは、査定はしていません。今回、査定すると、そういう意味では、平成10年以来、久方ぶりに査定するというので、査定の際には、適正な額にこういう形でご議論いただいてっていくということだと思います。

それ以外の平成10年以降、だんだん下がってきた中で、突如0.7になって、これはβ値のとり方として、数字の有意性が、下がってきたという事情があるのかもしれませんが、これは、届け出制のもとで過去の数字を突然使って0.7にしたということに、そう対外的に言われても仕方がない面はあったかと思えます。

他方で、それについてどうこうできたかということについて言えば、これは届け出制ですけれども、変更命令も、そういう意味での変更命令もかけられない形になっていますので、唯一、例の1対9とかという形で、実績と原価の乖離が著しく大きくなって、利益水準が大きく偏っているという場合には、最後、23条という形で法律上の権利がありますけれども、それに至るほどのことには、当時はそうは思わなかったということだと思います。

ただ、今回こうやって認可する以上、そういう形の原価と実績のずれというのは起こらないようになっているはずですし、それについて、そうなった場合には、今回の議論を踏まえましてきちんと対応するということかと思えます。

○松村委員

まだ最終決定までには時間があると思うので、永田委員と山内委員に関しては、そのようない

いかげんな逃げではなくて、見解を次の回までにまとめていただきたい。見解によってこれが支持できるかというのは大きく変わってくる。

今の片岡課長のように明確に言っていただければ納得はします。私は別に過去、間違っていたからといって、それを補正して取り上げるということなど一言たりとも言っていない。ルールではあくまでもフォワード・ルッキングですから、そんなことはできません。そういうことを言っているのではない。このような提案を両委員が出してきた理屈を聞いているのです。

ちゃんとコンシステントに申請がされているのかどうかということを行っているわけです。過去、明らかに間違っていたというなら、過去とのコンシステンシーを問う必要はない。今、ベストのやり方をすればいいわけです。もし過去のも適正で、今回のも適正なら、今後、出てくる申請に関して、それぞれ自分に一番有利なやり方で恣意的に出てきかねないわけです。5年とったほうが有利なときには5年とるし、2年のほうが有利なときには2年とるし、それからデータと無関係に0.7と決め打ちしたほうが有利なときには0.7とし、足元のベータ値が高いときには高いほうを採用することだって可能です。こんなふうになったらかなわない。その点については、ぜひ明確な見解をいただかないと、次からの先例として非常に悪いものが残ってしまうと思います。過去との一貫性の観点から疑義があると指摘しているのに、過去の適正性など知らないというのは、提案者としてあまりに無責任です。これが第1点です。

それから、第2点。もし⑥を採用するとするならば、これは、私の解釈では、本来は、ベータ値の算定として、長い期間、例えばここと言えば2年間ぐらいは、本当はとるべきであると。だから、2年が正しいのだけれども、明らかに構造変化が震災後に起こっているので、2年の範囲内で一番長い期間で3月11日からとったというのが私の解釈です。

もしこれが、本来の適正な期間は10年間。10年間だが、明らかに構造変化があったので3月11日からですとの整理なら、今回の提案はとて受け入れられません。本来10年とらなければわからないようなものを1年数カ月でやるなんて、いかげん過ぎます。アナリストの見解でも、2年という数字が実際に出てきているわけで、原則として2年が正しい、2年が正しいけれども、明らかに構造変化があった数カ月間は落としたという見解だとすれば、今後も恣意的に使われるということを防ぐことはできると思います。もしそうでなくて、これからも恣意的に期間が選ばれることになったらかなわない。その点については、もし今回、難しければ次回でもいいですから、私の解釈でいいのか確認させてください。

それから、繰り返しになりますが、私は、過去、明らかに不当な料金、原価に基づかない料金だったということをここで確認することは非常に重要なことだと思います。例えば、東京電力に関する経営財務委員会でも、過去の東京電力の料金と料金制度について言及しています。この委

員会は料金制度を調べる委員会ではなかったが、全く別の目的で調べたら、過去の問題点が明らかになった。別の委員会で調べたけれども、過去の料金を調べる目的ではないけれども、ほかの目的で調べたら問題点が明らかになった。また、この料金委員会でも、過去とのコンシステンシーを見たら、またしても問題があった。値下げ届け出制の下で現在つくられている他の電力会社の料金も含めて、本当に正当な料金なのかに関して、いろんな委員会で疑問に思われるところ、正当性がないと思われるようなところが指摘されることは非常に重要なことです。これからの制度設計を考えるとときには、そういう問題を起こさないように、どういう制度設計を考えるのかという議論につながっていくはずですから。もしここで、過去の料金は、やはり正当性がなかったのではないか、おかしかったのではないかという点が見つければ、きちんと指摘すべきです。正当性がないというのは、違法だったという意味ではありません。その料金体系がそのときのルールに従っていなかったというわけではないのですが、原価性という観点から見ると明らかに疑問の残る料金だったと整理することは、十分、意味があることだと思います。

したがって、それは過去のことなのだから、この委員会で関係がないと切り捨てないで、きちんと整理すべきだと私は思います。

以上です。

○安念委員長

山内先生、どうぞ。

○山内委員

松村さんが言っていることはわかりました。

それで、まず最初の点の第1点目については、11ページに書かせていただいたんだけど、これについては、事業者ごとのベータ値ではなくて平均的なものを使うというふうに書いてある。要するに、その点で、事業者ごとの恣意的なものではないということがわかっていたかと思えます。それから、じゃこの計算するのにどれだけの期間でどういう形でということなんですけれども、2年ということはあったんですけども、私の考えですけども、レートベース方式の総括原価を計算するためのベータ値を正確に計算するのに何年という決まった値はないと思います。

例えば、日本の約定金利、戦後の10年間ずつとって、あるいはどこの10年間をとってもいいんですけども、2000年ぐらいまでは実質4%で安定しているんですよ、大体。あくまでも物価上昇を差し引いた実質ではですが。そういう意味では、ものすごく長期でとって、そのある意味での利子みたいなものを考えていくというやり方があります。これも1つの考え方です。ですから、基本的にはなるべく長期でとったほうがいいと思う、安定的なところで。

その意味では、ベータ値はとるんだけど、今回のこれについては、非常に大きな構造変化が起きました。これが恣意的だと言われればそうかもわからないけれども、それで、1年2カ月でいいのかどうかという、こういう問題も、私は、答えはないと思うんですね。ただ、マーケットサウンディングで、現状で、資金調達としてこれだけのベータが出ますよ、これだけのプレミアムが必要ですよという、そういう情報をもとに判断をするということは必ずしも間違いじゃないというふうに思っています。

これというのは、繰り返しますけれども、この期間、計算したらこれが正解だというのはないというふうに思っています。

それから、過去のことについて、確かにいいか悪いかというのは、それはおっしゃるとおりだと思いますよ。ですから、それについても考えていかなきゃいけないんだけど、ただ、0.3、0.7、続いて0.8幾つに今度はなるかもしれない。この中の整合性だけで、過去の問題ではないと思うので、全体のフレームの中で、それこそ議論しなきゃいけないというふうに思っています。

○安念委員長

そうですね。ここの点は、確かに我々の見識の問われるところでして、どのような数値をとるにせよ、過去に疑念があるのであればですが、どういう点で疑念があるのかということとははっきりさせておくべきでしょう。

また、仮に⑥をとるのであれば、それはどれだけの射程を持つ議論であるのか、つまり今回だけはこうするしかないのか、さらに一般化できるのか、その他この⑥をとる、仮にとるとすればですが、ほかの選択肢をとっても同じですけれども、なぜそうであるのかということとはもう一回再整理したほうがいいかもしれません。もう一回議論いたしましょう、いずれにせよ、少なくとももう一回はやりますから。

永田委員と山内委員には、ご苦勞でございますけれども、いいか悪いかの問題ではなくて、もう一度そのご見解を明らかにしていただければと思います。それを基礎にいたしまして、ここでの全体の認識というのをいま一度確認したいというふうに思います。

永田委員、どうぞ。

○永田委員

ポイントは先ほどの論点と若干違いますけれども、1Fの5・6、2Fの減価償却費の取り扱いの議論でございますけれども、もちろん稼働がまだ未定というか、一部の立場の人はもう絶対無理だろうとか、いろんな議論があつて、その判断は、当委員会の中で判断するのは適当ではないという結論ですけれども、一方で、企業会計の世界では、一たんこれを稼働しないという前提で減価償却しなかったら、将来にわたって減価償却することができなくなってしまうと、やは

りその資産は減損しなくちゃいけないと。それが、数千億円単位の減損に及んでいくという財務に対する影響性もかんがみて、いろんな見方の分析もせざるを得なかったというのが私は一番苦しいところをごさいますて、ここを切り離せるんでしたら、要は料金と資金調達、財務を切り離せるんだったら、もう料金にこういったものを入れるべきじゃないという立場は十分理解できますけれども、事はそれだけで単純には済まないというところをごさいます。

資金調達につながって行って、なおかつ財務が棄損していったら、まさしく先ほどのベータ値の議論ではごさいますけれども、もっとリスクが高くなって、資金調達が難しくなっていくというのが本会の問題で、私は、山内委員も一緒かと思えますけれども、最大に悩んだところをごさいますて、こういう書きぶりの報告書にならざるを得なかったという実情です。

○安念委員長

わかりました。

八田先生、どうぞ。その次、松村先生。

○八田委員

実際には、自由化部門での将来の発電のために償却するとしても、料金原価には、償却を入れない、ということでもいいんだと思えます。期間中稼働しようがない発電機の償却費は、料金のところには、算入しないというのが原則だと思います。

しかし、政府が、原則から外れることを明確にした上で政治的な判断をすることはあり得るだろうと思えます。

○安念委員長

ありがとうございます。

○永田委員

そこは、料金を入れないことと減価償却しないことはやっぱり一蓮託生でつながっていくということなんですね。それを切り離せば、減価償却はするけれども、料金に入れないという分断できればいいんですけども、やはり料金に入れるためには減価償却しないといけない。減価償却するんだったら、収益獲得能力があるから料金に入れると、そういう一連のつながりがあるというふうに、私は理解しておりますて、そこが八田先生のお考えとちょっと違うところをごさいます。

○安念委員長

おっしゃることは、料金面で減価償却を認めないと、要するに投下資本を全くこの先は回収できないことになるから、企業会計としても減損せざるを得なくなってしまうだろうという、そういう意味での一蓮託生ということですよ。はい、ありがとうございました。

松村先生、どうぞ。

○松村委員

ベータ値について、まだこだわって申しわけないのですが、私は、いずれにせよ過去採用した値は明らかにおかしかった、もし査定という過程を経たら到底通らない理屈だったということが認定されない限り、⑥などという提案に賛成することは決してありません。

かつて、0.7で明らかにとり過ぎていたとするならば、しかしそれは長期的な視野に立てば、足元のベータ値と関係がなくそれぐらい必要だと、そういう理屈のはずです。足元のベータ値が上がっていたときだって、長期的な視野からそれは使うべきだと、私はいまだに思っています。

ただ、過去が明らかにおかしかったという認識のもとで⑥が出てきたというなら、それはそれで、筋のとおり提案だと考える余地はあると思います。したがってその点についてはしつこくこだわっています。山内委員のあいまいな回答では、納得しかねます。

それから、今の減価償却、意見が変わっていないというので言わなかったわけなのですが、以前は誤解していた。誤解していたというのは、この原価算定期間に動く可能性がほんの少しはあるという、そういう認識で入れることを主張していると思っていました。今回の説明で、その可能性については、高いとか低いとか、あるいはゼロだとかゼロでないとかではなく、算定できない、評価できないと、この委員会では難しい、だから入れる。そういうロジックだということがようやく理解はできました。理解はできましたが、やはり私は賛成しかねます。

とりあえず、遠い将来のことについてこの委員会で判定するのが極めて難しいというのはよくわかりました。したがって、これが、本当に資産価値が完全にゼロなのかどうなのかということはこの委員会で評価するのは極めて難しいと、そういう言い分はとりあえずわかりました。

しかし、原価算定期間に動く可能性が、私はもうおよそ考え得る限り最も低い電源だと思えます。したがって、原価算定期間中に稼働率が極端に低いという電源に最も当てはまる電源が、福島の第一の5、6であり第二だと思えます。それに関して減価償却費を全額入れるという理屈は、有識者会議のところで出てきた正当な事由もなく、極端に稼働率が低いものはレートベースに入れないという原則に反している。もしこれが入るといったら、じゃそのレートベースに入らない極端に稼働率の低い電源は一体何なのか、何一つないのではないかと私は今でも思っています。

ただ、これは、長期についてはわからないということで、建設仮勘定と同じ発想で一部は認めるというのなら、賛成するか否かは別としてまだ理解はできます。遠い先の話はともかくとして原価算定期間に最も稼働率の低い電源であるのはもうほぼ間違いがないと思うので、私としては、全額算入には賛成しかねます。

ただ、最も低い電源であることを証明しろと言われると、私は、そう思いますというだけです。この委員会内では多数派ではないとしても、多くの常識ある人に賛成していただけるとは思いますが。そのような常識を共有していないというふうに言われれば、反論しようがありません。いずれにせよ全額算入するというのはまだ納得しかねております。

以上です。

○安念委員長

ありがとうございました。

山内先生。

○山内委員

今の件なんですけれども、あえて言うと、私も、さっき申し上げたとおり、この施設が少なくとも原価算定期間中に稼働するという蓋然性は非常に低いと思っております。その点で松村と一緒になんですけれども、基本的に何がポイントかという、これは自分の中で本当に苦しいところなんだけれども、ですからさっき永田さんがおっしゃったように、今、松村さんが言ったように、長期的にこれは、どうかと我々は決められないという話なんですけれども、これは、永田さんの話を敷衍すると、総括原価に入れなければ、長期的にこの資産が資産価値は持たないということをおある程度認めていることになるということなんですよね。

それをさっきから永田さんは言っているんだけど、それでいいのかということだけなんですよね。

○安念委員長

ほかにかがでしょう。

失礼しました。矢野さん、どうぞ。

○矢野東京消費者団体連絡センター事務局長

資料4と5について少し質問と意見を述べさせていただきます。

資料4の人件費についてですけれども、さっき既に一定の結論は出ておりますが、2ページに示された数値の一覧表と、それから今回、新たに人件費だけではなくて、7ページにあります諸手当を加えた水準で598万円というのが出ていますが、このことを示す2ページのような表が欲しいなと思っておりますので、できましたら次回のところで……。

それから、人件費ではないんですが、株主総会で猪瀬副知事から東電病院の話が出ましたが、それは、ここの委員会では、査定はされなかったんでしょうか。非常に稼働率も低いということで、東電病院自体は廃止すべきじゃないかとか、ご意見があった分について査定の対象になったのか、その辺はお聞きしたいと思います。

それから、資料の5についてですが、先ほどから8ページのところについてはさまざま意見が出ておりますが、これはちょっと意見なんですけれども、少なくとも10年間は見通しが見つからないというところと、それから先日、新体制で福島県知事と会談された上で、県知事から要望書が出されておりますが、全基廃炉という強い要望が出されています。ですから、仮に再稼働の可能性はあるにしても、地元が認めていないという中で、可能性はもう本当に少ない中で、むしろ東電さんがしっかり廃炉を早く決定すべきだというふうに思いますので、早い時期にその決定を待ちたいと思います。

8ページに関してはそういったことですが、9ページのところの(5)の2行目のところのおしまいにある一定の合理性、このことがよくわかりません。この間に、今、ちょっとやりとりがありましたけれども、なぜ合理性があるとするのか、改めて次回のところでも説明をいただきたいなと思っております。

それから、28ページです。28ページに関しては、ここもご意見が既に出ておりますが、28ページの最初の(1)のところは、私は、ここは非常に矛盾した中身を持っているのではないかなと思っております。賠償費用そのもの自体は臨時的費用だということと、それから賠償に関する委託費用等は東京電力の責務として安定化と同様に必要不可欠だと言っています。

賠償費用そのものも必要不可欠なものにとらえていますが、ですからここで必要不可欠を委託費用とか安定化費用と賠償金と分けて必要不可欠でくくるのはいかがかと思ひますし、それから賠償費用とそれに伴う委託費用というのは、これはある意味じゃセットされたもので、どうして賠償費用だけが、臨時的費用で、特別損失で、それに著しく関係する賠償に係る委託費用が別物になるのか、必要不可欠は両方とも必要不可欠なんですよ、賠償費用も。ここの文章については、明らかに私は納得できませんし、これが、一般消費者のところにも、全然、筋が通らない説明になっていると思ひますので、改めて説明を次回のところでいただきたいと思ひますし、文章を書きかえていただきたいなと思ひます。

それから、今後のところで東電さんにちょっとお聞きしたいんですが、28日に新会長と新社長が就任会見で、新生東電の社内改革というのを打ち出していらっしゃいます。その中で、人件費の削減幅の拡大を検討したいというふうに述べていらっしゃいますけれども、このことは、今回の料金の申請の中において今後どういうふうに影響してくるのか、少し説明できればお願いしたいと思ひます。

○安念委員長

いかがですか、何かお答えいただける方がいらっしゃったらどうぞ。

どうぞ。

○八田委員

先に出るので、一つだけ申し上げます。さっきの東電病院のことですけれども、資料4の14ページに書いてあるように、これは検討していただくことにしています。

○東京電力株式会社村松常務

よろしゅうございますか。

○安念委員長

お願いします。

○東京電力株式会社村松常務

下河辺新会長から記者会見でそのご発言があったというのは確認してございます。本日も福島の方にあいさつ回りに伺っておりますので、細かいところの確認はできておりませんが、いずれにいたしましても、人件費の詳細につきましては、今後の総合特別事業計画、弊社の場合には、この10年間という長い期間にわたりまして、構造的な人件費削減ということでご提案させていただいております。したがって、この総合特別事業計画の中で、さらなる深掘りが可能かどうか、これについては検討するという趣旨だと思っております、料金原価の問題とは、直接、関係はないというふうに理解してございます。

いずれにしても、常に恒常的に人件費を初めといたします経費の深掘りの可能性につきましては、当然、新会長が中に入ってこられましたので、改めましてしっかりとご議論させていただくということになると思います。

以上でございます。

○安念委員長

病院については何か。

片岡常務、何かご発言ございますか。よろしゅうございますか。どうぞ、どうぞ。

○東京電力株式会社片岡常務

どうも短期間で詰めたご検討いただきまして大変ありがとうございます。

資料6の最後のところにあります季節別時間帯別電灯の件でございますけれども、東京電力は、現状で、季節別時間帯別電灯メニューとしまして、通称で「おトクなナイト8」、それから今回、テーマとなっている「電化上手」、そして今回、設置した「ピークシフトプラン」の3種類を用意しているわけでございます。

しかし、今後につきましては、東京電力は、総合特別事業計画の中でも、スマートメーターの本格導入に伴い、家庭でのピークの節電にインセンティブを与える料金メニューもきめ細かく設定するというところで、表明しておりますし、実現していきたいと思っております。今回のご指摘も

踏まえまして、メニューのラインアップ全体として検討していきたいと思っております。

なお、このメニューを前提として、いろいろな方が販売とかご使用に取り組んでいるところもございますので、その辺に混乱を来さないようにも配慮しつつ、前向きに進めていきたいと思っている次第でございます。

○安念委員長

それでは、大分、時間も過ぎましたので、対立する点はやはり対立すると、それは当たり前の話でございます。

ここから先ですが、そろそろ議論を収れんさせなければなりません、収れんさせなければならぬといっても、現に対立している問題については、学説としてというかプロフェッショナルの見解として、私は、妥協できるというものではそもそもないと思います。それぞれ皆さんが、学者として、あるいは専門家としての良心にかけてご発言になっておりまして、それぞれにそれぞれの根拠がある話でございますから、学問上の見解として、足して2で割るといようなことはそもそもできない相談であるというふうに私は認識しております。

したがって、先生方に、自分のご見解を曲げて、ほかの人と足して2で割ってくれなんて、そんなことは決して申しません。ですから、それはそれでよろしいんですが、さはさりながら、我々は大臣から諮問を受けた合議体であるということにかんがみますと、究極の場合には、どうしてもどうにもしようがないという場合には、その両論併記とか三論併記とか、そういうこともあろうかと思うんですが、委員会の見解としては、これでいくというものをやはりできるだけ出すべきだろうと私は思っております。

そうしませんと、大臣もお困りだろうというか、大臣が困ったっていいんですけども、しかし我々がせっかく集まって話したという責を塞ぐという意味では、できるだけ委員会として、統一的な線を出すことが必要なのではなかろうかというふうに前から考えておりますし、そのことは今でも変わっておりません。

したがって、できる限り、自分の説はそうではないけれども、委員会としてはこういう方向でいくということにもしご賛同いただけるならそうするし、それでだめなら、委員会としては、多数意見はこうだったけれども、強い反論があったとか、異なる見解があったということを併記する。それでもだめなら、両論あるいは三論を併記するという形で、まずはできるだけ統一的なラインを出すということに努力してまいりたいと存じます。

きょうの対立点につきましても、できましたら次回あたりには、委員会としてはこういう路線ではいかがかというような考えをお示しできたら示したいと思っております。その際には、もちろん、今、申しましたように、ご異論がある、反論がある、さらにはオブザーバーの方からもいろいろ

ご指摘がございますから、そのようなことをどのようにつけ加えていくと申しましょうか、その方法もまたあわせて考えなければならないと思います。

ただ、今のところのそのベータ値の問題であるとか安定化費用の問題であるとか、とりわけ減価償却につきましては、これは、恐らく時間をかけたからといって収れん点が見出せるというものではもうないというふうに私は思います。

何度も申しますが、それはそれで、皆さん、それぞれプロフェッショナルとしての良心にかけてのご発言でございますし、私は素人でございますが、素人だけに、それぞれのご見解がそれぞれの重量と申しますか、レジティマシーがあるというふう思いますので、ここは、他方がもう一方を完全に論破するということは、もうできないというふうに私は思います。

ですから、委員会としてどういう路線を打ち出すかという方向で、できたら収れんを図るというふうに努力させていただきたいと存じます。

そういうことでよろしゅうございましょうか。そういうことができればですが、できるかどうかは、全然、自信がございません。

それでは、東電さん、何かおっしゃりたいことはありませんか。よろしゅうございますか。

それでは、そのようにまた改めて紙をつくってまいりたいと思います。

あとは、今後の日程についてご説明いただけますか。

3. 閉 会

○片岡電力市場整備課長

ありがとうございました。

第10回になりますけれども、7月5日木曜日、10時からの開催とさせていただきます。詳細については、追ってまたホームページでご案内します。

○安念委員長

では、きょうはこれでおしまいにします。どうもありがとうございました。

——了——